

京都市「集中改革プラン」について

平成18年2月

 京 都 市

【目 次】

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 基本的な考え方 | 2 |
| 2 「新地方行革指針」で示された具体的事項の取り組み方 | 3 |
| (1) 事務・事業の再編・整理，廃止・統合 | 3 |
| (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。） | 6 |
| (3) 定員管理の適正化 | 8 |
| (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 | 9 |
| (5) 第三セクターの見直し | 10 |
| 外郭団体のより抜本的な見直し方策 | 11 |
| (6) 経費節減等の財政効果 | 15 |
| (7) その他 | 16 |
| おわりに | 20 |

【参考資料】

| | |
|--------------------------|----|
| 資料1 京都市市政改革実行プラン（概要） | 21 |
| 資料2 京都市財政健全化プラン（概要） | 25 |
| 資料3 各公営企業における改革の取組状況 | 29 |
| 1 交通事業 | 29 |
| 2 上下水道事業 | 30 |
| 3 病院事業 | 31 |
| 資料4 平成17年度の主な事務事業見直し等 | 32 |
| 資料5 公の施設の指定管理者制度の活用状況等一覧 | 38 |

はじめに

(*間断なき市政改革により全国屈指の大きな成果*)

京都市では、平成7年度からこれまで間断なく市政改革の取組を全庁挙げて積極果敢に取り組んでいます。平成14年度及び15年度には、財政非常事態に対する緊急対策として、政令指定都市初の全職員にわたる給与カットを行うなど、徹底した内部努力を積み重ねてきています。さらに、平成16年度からは、「新京都市都市経営戦略」に基づき、市政運営の核となる「政策推進」、「市政改革」及び「財政健全化」を一体的かつ戦略的に推進するために、「京都市第2次基本計画推進プラン」、「京都市市政改革実行プラン（以下「市政改革実行プラン」という。）」及び「京都市財政健全化プラン（以下「財政健全化プラン」という。）」の3つの計画を策定し、新たな行財政改革を強力に推進しています。

こうした取組によって、これまでに全国的にも先進性の高さを評価されている行政評価システムの構築や市民参加の推進など行財政運営の仕組みを大胆に改革するとともに、2,732人（約14.1%）の職員削減や約1,170億円にのぼる財政効果など、全国屈指の大きな改革の成果を挙げてきました。

(*「新地方行革指針」を先取りした改革を推進中*)

このように本市の行財政改革は、国からの指導によることなく、主体的かつ積極的に取り組んできました。しかしながら、平成17年3月末に、総務省から、各地方自治体においてより積極的な行政改革を推進するための助言として、平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの具体的な取組を示した「集中改革プラン」を平成17年度中に策定し、公表することなどを内容とする「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新地方行革指針」という。）」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）が示されたことから、本市の改革の取組を改めて点検しました。

その結果、「新地方行革指針」で示された内容については、平成16年7月策定の「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」に基づいて既に取り組を進めており、本市は、国の示す「新地方行革指針」を先取りした全国的にもトップクラスの改革を推進しています。

(*自己責任と自己決定で一層の改革に取り組む*)

しかしながら、本市は、依然として危機的な財政状況にあるとともに、人口減少社会の到来や、いわゆる「団塊の世代」の大量退職など、新たな環境の変化を迎えることから、本市としても自己責任、自己決定をもって、より一層の改革の取組を引き続き推進していく必要があります。

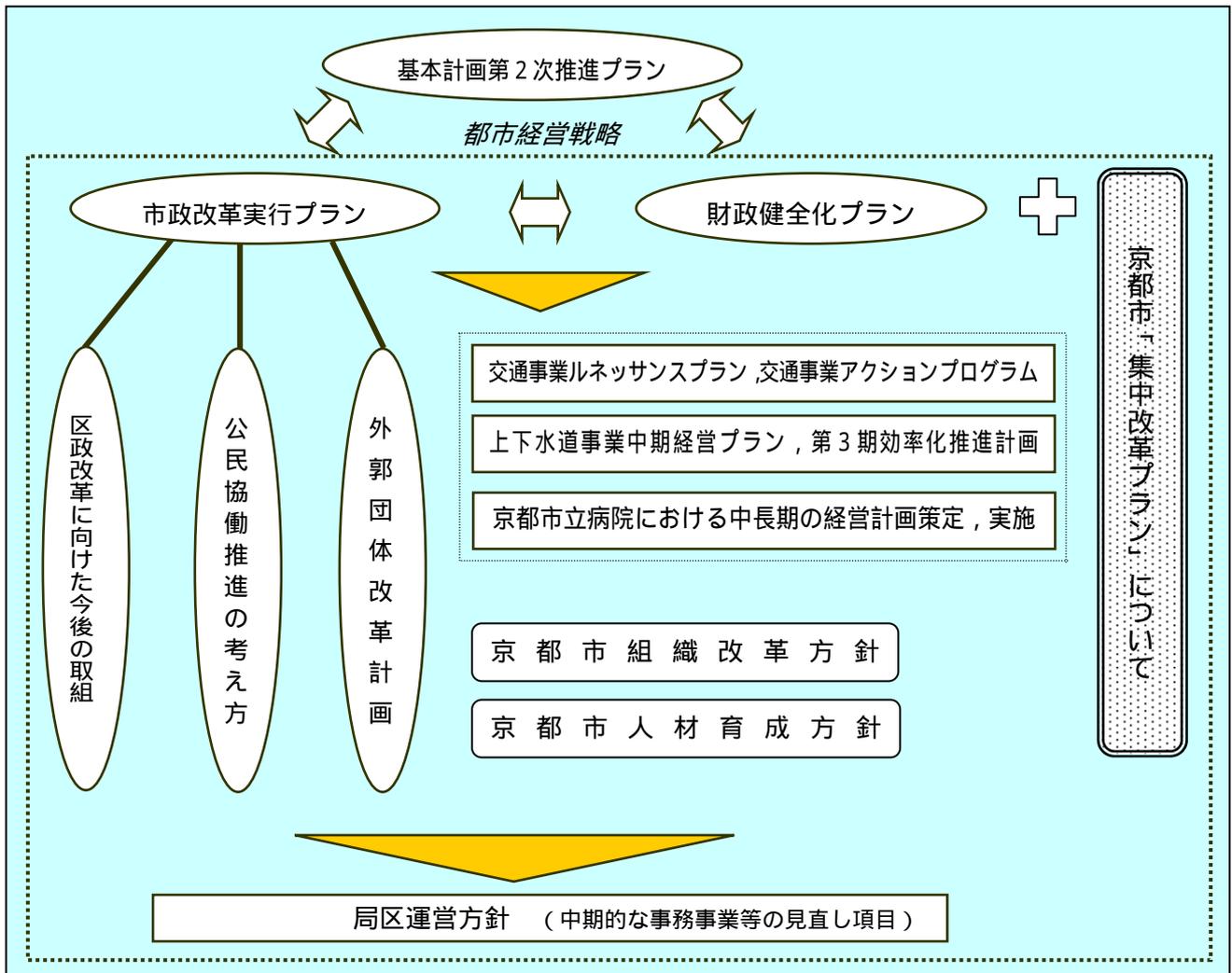
このため、今後、以下に示す内容をもって、「新地方行革指針」でいうところの「集中改革プラン」に相当するものと位置づけて、更なる改革に取り組むこととします。

本市の「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」の取組期間は、平成16年度から20年度までの5年間としているが、「新地方行革指針」では「集中改革プラン」の期間を平成17年度から21年度までとすることを求めている。

1 基本的な考え方

- (1) 「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」(資料1及び資料2(P21~P28)参照)は改訂することなく、「集中改革プラン」の期間中、両プランの趣旨を踏まえて、引き続き取組を進めます。
- (2) 「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」を補うものとして、本「京都市「集中改革プラン」について」を策定します。
- (3) 公営企業のうち、交通事業及び上下水道事業については、既存の計画を「集中改革プラン」とみなします。病院事業については、年度内に別途計画を策定します。(取組状況は、資料3(P29~P31)のとおりです。)

【各計画等の関係イメージ】



 : 集中改革プラン

2 「新地方行革指針」で示された具体的事項の取り組み方

(1) 事務・事業の再編・整理，廃止・統合

京都市では，以前は個々の事務事業等の見直し項目を掲載した改革計画を策定してきました。しかしながら，平成16年度予算編成からは，事務事業評価制度を本格実施し，約1,300に及ぶ原則すべての事務事業について毎年度評価を行い，その結果を公表することによって市民への説明責任を果たすとともに，市民ニーズにより精通した各局等が主体的に客観的な指標やデータを基に局配分枠予算の範囲内で所管する事務事業の優先順位等を判断し，必要な見直し等を行う「戦略的予算編成システム」を導入しました。

現在，各局等による具体的な事務・事業の再編・整理，廃止・統合については，毎年2月に事務事業評価の結果とともに翌年度分を公表しています。今後は，それに加えて，毎年5月に公表する局運営方針において，おおむね平成19年度から21年度までの間に見直し等を検討する主な事務事業についても掲載することとします。

なお，当該中期的に見直し等を検討する主な事務事業については，必要に応じて毎年度改訂することとします。

平成17年度の具体的な事務・事業の再編・整理，廃止・統合については，資料4「平成17年度の主な事務事業見直し等」(P32～P37)のとおりです。

また，平成18年度の具体的な事務・事業の再編・整理，廃止・統合については，平成18年2月中旬に平成17年度事務事業評価の実施結果の中で公表します。

(参考) これまでの主な取組

| 時 期 | 取 組 状 況 等 |
|---------------|--|
| 平成7年度 ～9年度 | <p>「平成の京づくり」推進のための市政改革大綱」に基づく取組 4つの基本方針「政策の重点化」,「行財政の効率化」,「市民と行政の信頼と協力関係の構築」,「地方分権の推進」に基づき，具体的取組項目(111項目)を掲げて取組を推進</p> <p>【財政効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成7年度 約29億円 ・ 平成8年度 約22億円 ・ 平成9年度 約35億円 <hr/> <p style="text-align: center;">計 約86億円</p> <p>【主な見直し事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地休止校の有効活用 ・ 物品会計事務の効率化 ・ 駐輪場融資制度の廃止 ・ し尿処理事務所の統合 など |

| 時 期 | 取 組 状 況 等 |
|-----------------|--|
| 平成10年度 ～12年度 | <p>「京都市新世紀に向けた市政改革行動計画」に基づく取組 「行財政の効率化（シェイプアップ）」、「庁内活性化（パワーアップ）」 及び「市民参加の推進（パートナーシップ）」を3つの柱とし、具体的な 推進項目（151項目）を掲げ取組を推進</p> <p>【財政効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成10年度 約42億円 ・ 平成11年度 約34億円 ・ 平成12年度 約57億円 <hr/> <p style="text-align: center;">計 約133億円</p> <p>【主な見直し事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報処理システムの見直し ・ 品質管理試験業務の見直し ・ 学校施設・敷地の高度活用の促進 ・ 自動車，建設機械整備業務の見直し など |
| 平成13年度 ～15年度 | <p>「京都新世紀市政改革大綱」に基づく取組 事務事業の見直し等については、「大綱に基づく事務事業見直し等の具 体的取組」を策定し、具体的な項目（142項目）を掲げ、「関与の妥当 性」、「実施主体の妥当性」、「その他適正な財政負担」の3点を見直しの視 点として取組を推進</p> <p>【財政効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成13年度 約37.4億円 ・ 平成14年度 約39.3億円 ・ 平成15年度 約29.9億円 <hr/> <p style="text-align: center;">計 約106.6億円</p> <p>【主な見直し事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費制度の見直し ・ 短期海外派遣研修制度の見直し ・ 健康増進センターの運営の見直し ・ 市営駐車場の管理運営の見直し ・ 自動車，建設機械整備業務の見直し など |

(2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

京都市では、これまでから「補完性の原理」¹に基づく「サービス提供方法の見直し」として、民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきました。

とりわけ、近年は、多様な行政サービスの提供方法を活用して公民が協働するという考え方（PPP²）に基づいて、平成14年6月に「京都市PFI導入基本指針」を策定し、現在5事業において、PFI手法の導入及び導入の検討を行っています。また、平成16年度には、「公民協働（PPP）推進の考え方」の策定や、公の施設の指定管理者制度に係る「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」の策定及び同制度の導入、公共施設の民営化などの取組を行いました。

今後も、民間活力の導入の取組を更に推進し、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために、民営化、民間委託、PFI、指定管理者制度、地方独立行政法人制度など、最適な行政サービスの提供方法を選択することにより、「質の高い小さな政府」の実現に努めます。

本市における公の施設の指定管理者制度の活用状況等については、資料5（P38～P43）のとおりです。指定管理者制度を導入した332施設の公募率が約93%（309施設）と極めて高いなど、市民サービスの向上と経費節減等を図るといった制度の導入目的を最大限達成できるように努めています。

なお、平成21年度までに民間委託等の検討や推進を行う具体的な事務事業については、「2(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合」と同様に公表します。

(参考) これまでの主な取組

| 時 期 | 取 組 状 況 等 |
|---------------|--|
| 平成7年度 ～9年度 | 「平成の京づくり」推進のための市政改革大綱」に基づく取組 ・ 「民間委託の推進」の取組として、市立病院における医事業務など5項目を掲載 【実施状況】 平成7年度 市立病院における医事業務の委託化 |
| 平成10年7月 | 市政改革懇談会「市民と行政の役割分担と協働のあり方」(第1次提言) ・ 行政の守備範囲の判断基準を示し、民間委託の基本的な考え方について提言 |

1 【補完性の原理】自立した市民を基本に、市民の自助、共助で解決できる問題は市民の自主性、自発的活動で解決し、それが不可能な場合に民間非営利団体（NPO）や企業が行い、なお困難な場合のみ公助として自治体、国が順に補完、支援を行っていくという考え方

2 【PPP】Public Private Partnershipの略。従来公共で行われていたサービス分野を、民間委託、PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）、独立行政法人、民営化などの方策を通じて民間に開放し、公共サービスの効率化と質の向上を図る考え方。英国では、1980年代後半からの民営化、独立行政法人化（エージェンシー化）、1990年代初頭からのPFIの導入、拡大を受け、幅広く民間の経営ノウハウを活用した公共サービスの提供方法をPPPと呼ぶに至っている。

| 時 期 | 取 組 状 況 等 |
|-----------------|---|
| 平成10年度 ～12年度 | <p>「京都新世紀に向けた市政改革行動計画」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間活力の導入」の取組として、情報処理業務の一部委託化など54項目を掲載 <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成10年度 庁内案内業務の民間委託化、文化財普及啓発業務の委託化 ・ 平成11年度 公営住宅の家賃収納業務の委託化 ・ 平成12年度 本庁舎管理業務の一部民間委託化、元離宮二条城の改札業務等の委託化 <p>など平成12年5月時点において42項目が達成済・実施中（達成済18項目、実施中24項目）</p> <p>（ 達成済以外の項目については、原則として「京都新世紀市政改革大綱」へ移行し継続的に取組を推進）</p> |
| 平成13年度 ～15年度 | <p>「京都新世紀市政改革大綱」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間活力の導入」の取組として、職員研修の外部委託化など41項目を掲載 ・ 大綱策定に当たり、本庁舎管理電話交換事業など10事業について「市民と行政の役割分担評価」を試行し、その中で「実施主体の妥当性」について客観的評価を実施 |
| 平成14年6月 | <p>「京都市PFI導入基本指針」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市においてPFI事業を適切かつ円滑に導入するとともに、PFI手法についての職員の理解を深めるため、PFI手法に関する本市の基本的な考え方や検討手順等を示した統一的な指針を策定 |
| 平成15年5月 | <p>京都御池中学校・複合施設整備等事業において、PFI手法の導入に係る実施方針を公表（平成18年4月開設予定）</p> <p>（以降、市立小学校冷房化等事業、市立音楽高校移転整備事業、伏見区総合庁舎整備事業、市立病院整備事業について、PFI手法の導入及び導入の検討を実施）</p> |
| 平成16年3月 | <p>「京都市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正後の地方自治法の規定に基づき、指定管理者の公募の原則や選定に当たっての第三者からの意見聴取の実施など、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めた条例を制定 |
| 平成16年7月 | <p>「京都市市政改革実行プラン」（取組期間：平成16～20年度）の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間活力の導入」を重要な柱の1つとして掲載 <p>【実施状況】</p> <p>平成16年度 公設小売市場の廃止（民営化）</p> |
| 平成16年8月 | <p>「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度を適切かつ円滑に運用するために、手続条例に定めている事項のほか、本市の統一的な考え方や手順など基本的な項目を規定 |
| 平成16年9月 | <p>「公民協働（PPP）推進の考え方」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市における公民協働（PPP）を推進していくための基本的な考え方等を示し、各局等が所管する事務事業について、最適な行政サービスの提供方法を選択するための検討、見直しを進める際の考え方を策定 |

(3) 定員管理の適正化

京都市では、平成7年度から15年度までの8年間で、様々な行政課題に対応するための体制整備を図る一方で、事務事業の見直しや委託化等を推進することにより、差引き2,346人の職員を削減し、300億円を超える財政効果を挙げてきました。

しかしながら、本市の財政状況は更なる厳しさが予想され、一層の市政改革が必要であることから、新たに、平成16年度から20年度当初までの間に1,000人の職員削減を行うという目標を掲げ、平成16年度に202人、平成17年度に184人の削減を行いました（なお、国の集計による平成11年度と16年度の職員数比較では、全国自治体の平均が4.6%の減となっているのに対し、本市の実績では8.7%の減となっています。）

今後、「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」の趣旨を踏まえ、引き続き取組を進めることにより、平成17年度から22年度当初までの間に、「新地方行革指針」の示す4.6%（本市では772人程度に相当）以上の職員の減員を見込みます。

（参考）これまでの職員数及び減員数の推移（各年度4月1日現在）

| 年 度 | 職員数（人） | 減員数（人） |
|--------|--------|--------|
| 平成 6年度 | 19,344 | |
| 平成 7年度 | 18,958 | 386 |
| 平成 8年度 | 18,922 | 36 |
| 平成 9年度 | 18,785 | 137 |
| 平成10年度 | 18,560 | 225 |
| 平成11年度 | 18,402 | 158 |
| 平成12年度 | 18,098 | 304 |
| 平成13年度 | 17,749 | 349 |
| 平成14年度 | 17,362 | 387 |
| 平成15年度 | 16,998 | 364 |
| 平成16年度 | 16,796 | 202 |
| 平成17年度 | 16,612 | 184 |
| 合 計 | | 2,732 |

（注）減員数は、各年度4月1日現在の職員数と前年度4月1日現在の職員数を比較したものです。

ただし、平成17年度の減員数は、京北町との合併による京北町職員の引継分170人を除いた職員数と平成16年度の職員数を比較したものです。これは、平成16年度以前の職員数には、京北町職員の引継分を含んでいないことから、平成17年度の職員数からも同様に、当該引継分を除いて比較を行わなければ、正確な減員数が算定できないためです。

(4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

京都市では、これまで時代の変化、国や他都市の動向等に留意しつつ、給与制度全般の適正化を図ってきました。

近年においても、給料及び期末勤勉手当の減額改定、特殊勤務手当の支給対象者及び支給額の全面的な見直し、技能労務職の給与水準の見直し、55歳昇給停止制度の導入、初任給基準の引下げ、退職手当制度の改正（支給率の引下げ、退職時特別昇給制度の廃止）など、必要な見直しを実施してきました。

今後も、常に制度全般の点検、検討を行い、必要な取組を推進していきます。

(参考) これまでの主な取組

| 時 期 | 取 組 状 況 等 |
|--------|---|
| 平成11年度 | 特殊勤務手当の見直し 236項目中、90項目（窓口対応業務に対する手当、連絡用公用車の運転業務に対する手当、外勤手当など）を廃止し、111項目に再編 技能労務職の給与水準の見直し 清掃職給料表を廃止し、約2%水準を引き下げた環境業務職行政業務職給料表を新設 |
| 平成12年度 | 初任給基準の引下げ 初任給基準を1号給引下げ |
| 平成14年度 | 55歳昇給停止制度の導入（平成20年度制度完成） |
| 平成16年度 | 退職手当制度の見直し ・ 勤続20年以上の支給率を約5.5%引下げ ・ 退職時特別昇給制度を廃止（平成17年3月実施） |

(5) 第三セクターの見直し

京都市では、平成12年3月に「京都市外郭団体再整備計画」(以下「外郭団体再整備計画」という。)を策定するとともに、平成12年度から他都市に先駆けて「外郭団体経営評価システム」を導入し、外部の専門家による評価や指導を受けながら、経営改善に努めてきた結果、平成15年度の決算においては、45団体中28団体(62.2%)が単年度黒字となるなど、着実に成果を挙げてきています。

さらに、外郭団体の一層の経営健全化に向けた新たな取組等を行うため、「外郭団体再整備計画」の改訂、充実を図った「京都市外郭団体改革計画」(以下「外郭団体改革計画」という。)を、平成16年7月に策定しました。

この「外郭団体改革計画」においては、新たに「外郭団体総数の10%(5団体)以上削減」、「補助金の15%程度削減」、「常勤派遣職員の30%以上削減」という3つの数値目標のほか、25の改革方策を掲げ、目標達成に向けた取組を推進しています。

このうち、外郭団体の統廃合については、平成17年4月1日の(株)京都ソフトウェアアプリケーションと(財)京都高度技術研究所の統合及び平成18年2月1日の京都二条開発(株)と京都シティ開発(株)の統合によって2団体を削減したのをはじめ、平成17年度末に(財)平安建都千二百年記念協会の解散、平成18年4月1日に京都市住宅供給公社と(財)京都市住宅サービス公社の統合を予定しており、まもなく合計4団体の削減が達成されます。

こうした「外郭団体改革計画」策定後から現在までの取組の進ちょくを踏まえ、「外郭団体改革計画」を補強するものとして、別紙(P11~P14)のとおり「外郭団体のより抜本的な見直し方策」を定めました。

これにより、平成21年度までの外郭団体の削減目標を「外郭団体総数(47団体)の約30%(13~14団体程度)の削減」とするなど更なる外郭団体改革を推進します。

また、外郭団体の経営状況の議会への報告対象を、地方自治法に基づく地方三公社及び50%以上出資等団体から、すべての外郭団体(原則25%以上出資等団体)に拡大するとともに、併せて本市支援の状況を報告するなど、外郭団体の情報公開をより一層充実します。

(参考) これまでの主な取組

団体の統合等

市所有の(株)すまいまちづくりセンターの株式を、京都市住宅供給公社に譲渡(平成12年度)

(財)京都市音楽芸術振興財団と(財)京都市文化ホール運営センターを統合(平成12年度)

山科駅前再開発(株)と京都駅南口再開発(株)を合併(平成14年度)

(株)京都ソフトウェアアプリケーションと(財)京都高度技術研究所を統合(平成17年度)

京都二条開発(株)と京都シティ開発(株)を統合(平成17年度)

OB職員に係る退職手当制度の見直し

本市のOB職員に係る退職金の廃止(平成16年3月実施)

外郭団体のより抜本的な見直し方策

1 統廃合等の推進

(1) 数値目標

平成 21 年度までに，統廃合等により平成 17 年度当初の外郭団体総数（47 団体）の約 30%（13～14 団体程度）の団体の削減を目標とします。

（「市政改革実行プラン」に掲げた数値目標：平成 20 年度までに外郭団体総数（45 団体）の 10%（5 団体）以上の団体を削減）

(2) 統廃合等検討対象団体及び取組工程表

別表 1 参照

(3) 指定管理者制度を踏まえた関係外郭団体の在り方の再点検

平成 18 年度からの公の施設の指定管理者制度の本格的な導入の取組を踏まえ，次回の指定管理者の選定期間までに，改めて指定管理者に指定された外郭団体（24 団体）の在り方について点検を行います。（別表 2 参照）

2 派遣職員の削減

平成 21 年度までに，平成 15 年度の常勤派遣職員数（259 人）の 40%（104 人）以上の削減を目標とします。

（「市政改革実行プラン」に掲げた数値目標：平成 20 年度までに平成 15 年度の常勤派遣職員数（259 人）を 30%（78 人）以上削減）

3 経営健全化に向けた一層の指導調整の実施

当初から相当な初期投資を必要とする事業を立ち上げた後，長期的な事業計画に基づき投資を回収する中での一定期間の累積欠損（各事業年度の損失（赤字）の累積）を想定している場合もありますが，累積欠損団体については，できる限り計画的かつ早期に累積欠損を解消する取組が求められます。

このため，平成 16 年度決算で累積欠損を有する団体（8 団体）に対して，これまで以上に経営健全化に向けた指導調整を行います。（別表 3 参照）

4 その他

外郭団体以外の財政的支援を行っている団体など所管局が調整等を行う関連団体についても，外郭団体に準じて，補助金や委託料等の適正化など「京都市外郭団体改革計画」に沿った改革を積極的に進めます。

統廃合等検討対象団体及び取組工程表

別表 1

| 団体名 | 内容 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--|---|----------|---|--------|-----------|------|
| (財)平安建都千二百年記念協会 | 平安建都1200年から10年が経過し、記念事業の集大成とも言うべき京都迎賓館が完成したことにより、協会の所期の目的が達成され、その役割を終えたことから、平成17年度末に解散する。 | 解散 | | | | |
| (財)きょうと京北ふるさと公社 | 平成17年度から新たに実施したバス事業の収支等、公社の運営見通しの把握や管理監督官庁等の関係機関、団体との協議、調整を行い、他の類似団体との統合の検討を行う。 | 経営状況等の把握 | 検討 | → | | |
| (財)京都産業21 | 京都府が運営に大きく関与しているため、平成19年度までに、関係機関・団体等との十分な協議・調整を踏まえ、本市の関与の在り方を示す。 | 関係機関との協議 | → | | 関与の在り方の明示 | |
| (株)京都ソフトアプリケーション (財)京都高度技術研究所 | 平成17年4月1日に(株)京都ソフトアプリケーションと(財)京都高度技術研究所を統合した。 | 統合 | | | | |
| 京北プレカット(株) | 団体設立後10年以上経過しており、関係業者との連携について強化され、設立当初と比較して行政の関与の必要性が低くなってきたと考えられることから、平成19年度を目途に本市出資率の引下げを行う。 | 経営状況等の把握 | 出資率引下げへの方策検討 | 出資率引下げ | | |
| (株)京都市花き総合流通センター | 準公設市場であることにより社会的信用と集荷力を高め、経営基盤を強固なものにしたうえで、花き卸売市場開設(平成16年6月)後、3年後を目途に、現在の本市出資率を引き下げ、民間主導による効率的な事業展開を図る。 | 経営基盤の強化 | 出資率引下げに向けた協議 | 出資率引下げ | | |
| 京都市住宅供給公社 (財)京都市住宅サービス公社 (財)洛西ニュータウン管理公社 | 平成18年4月1日までに住宅供給公社に住宅サービス公社を統合する。洛西ニュータウン管理公社については、引き続き、基本財産の取扱い等の検討を進める。 | 協議 | 住宅供給公社と住宅サービス公社の統合 洛西ニュータウン管理公社の統廃合を検討 | → | | |
| (財)京都市土地区画整理協会 | 施行中の4組合の区画整理事業の終息に向けて引き続き業務受託を行いつつ、平成19年度を目途に、整理統合を図る。 | 検討 | → | | 整理統合 | |
| 京都二条開発(株) 京都シティ開発(株) | 両社は、課題解決に向けた取組を推進してきた結果、一定の経営改善が図られたことから、更なる経営健全化を目指すため、平成18年2月1日に統合した。 | 統合 | | | | |
| (財)京都市交通事業振興公社 京都高速鉄道(株) 京都地下鉄整備(株) | 委託業務の見直しや団体の在り方の検討を行い、団体の整理統合を図る。 | 検討 | 協議・調整 | → | | |
| (財)京都市水道サービス協会 (財)京都市下水道事業協会 | 平成19年度までに統合を図り、上下水道サービスの提供に伴う補完事業を総合的に実施し、安定した市民サービスの提供を図る。 | 関係機関との調整 | → | | 統合 | |
| (財)京都市生涯学習振興財団 (財)京都市野外活動振興財団 | 事務の効率化とともに、乳幼児から青少年、お年寄りまでの市民を対象に、芸術、文化、子育てから野外活動に至るまで幅広いニーズに事業展開が期待できることから、平成19年度までに統合を図る。 | 統合内容検討 | 関係機関との調整 | 統合 | | |
| 公の施設を管理運営する外郭団体 (対象 24団体) | 次回の指定管理者の選定期間までに、改めて指定管理者に指定された外郭団体の在り方について点検する。 | 検討 | → | | | |

以上に掲げた検討対象団体以外の団体についても、必要に応じて積極的に統廃合等に取り組む。

別表 2

公の施設の指定管理者となる外郭団体（予定）〔24団体〕

| 団体名 | 施設名 |
|---------------------|----------------------------------|
| (財) 大学コンソーシアム京都 | 大学のまち交流センター |
| (財) 京都市国際交流協会 | 国際交流会館 |
| (財) 京都市環境事業協会 | 環境保全活動センター |
| (財) 京都市埋蔵文化財研究所 | 考古資料館 |
| (財) 京都市ユースサービス協会 | 青少年活動センター |
| (財) 京都市女性協会 | 女性総合センター |
| (財) 京都市立浴場運営財団 | 市立浴場 |
| (財) 京都市体育協会 | 体育館, 武道センター, 運動公園等 |
| (財) 京都市音楽芸術文化振興財団 | 京都会館, 文化会館, アバンティホール, 京都コンサートホール |
| (財) 京都市芸術文化協会 | 京都芸術センター |
| (財) 花脊森林文化財団 | 森林文化交流センター |
| (財) きょうと京北ふるさと公社 | 宇津峡公園, 林産物需要拡大センター |
| (株) 京都産業振興センター | 勧業館 |
| (財) 京都市急病診療所 | 休日急病診療所 |
| (財) 京都市障害者スポーツ協会 | 障害者スポーツセンター |
| (財) 京都市健康づくり協会 | 健康増進センター |
| (福) 京都社会福祉協会 | 児童館, 保育所等 |
| (福) 京都福祉サービス協会 | 老人デイサービスセンター, 特別養護老人ホーム等 |
| (財) 京都市景観・まちづくりセンター | 景観・まちづくりセンター |
| 京都醍醐センター(株) | 醍醐交流会館, 醍醐駐車場 |
| (財) 京都市駐車場公社 | 路外駐車場, 観光駐車場, 自転車等駐車場, 大宮交通公園 |
| (財) 京都市都市緑化協会 | 梅小路公園 |
| 京都シティ開発(株) | ラクト健康・文化館, 山科駅前駐車場 |
| (財) 京都市防災協会 | 市民防災センター |

別表 3

累積欠損を有する団体に対する指導調整の方向性

| 団体名 〔平成 16 年度累積欠損〕 | 累積欠損が生じた原因 | これまでの取組及び現況 | 指導調整の方向性 |
|-----------------------------------|---|--|---|
| (財)京都市埋蔵文化財研究所 〔 342,738 千円〕 | 景気動向や公共工事の減少によって、埋蔵文化財発掘調査事業収入が急減した。 | 人件費、管理運営費などの固定経費の削減や財団の持っているノウハウを活用した受託事業の開始などの取組を行い、平成 16 年度決算は単年度黒字となったが、いまだ厳しい財務状況（債務超過）にある。 | 引き続き、人件費をはじめとする更なる経費削減等を行うよう指導する。 また、平成 16 年度に策定した中長期経営計画を更に具体化し、実行するよう指導する。 |
| (財)京都市立浴場運営財団 〔 794 千円〕 | 退職給与引当金（平成 16 年度末 32,756 千円）を負債として計上していることにより、正味財産が基本財産を下回るようになってきている。 | 嘱託職員の比率を高めるなど人件費の抑制策を講じるとともに、退職給与引当金を取り崩し、退職給与引当預金を積み立てていくことにより、累積欠損金が大きく減少している。 | 引き続き、人件費比率の抑制及び中期経営計画の策定を指導する。 |
| (財)京都市中小企業支援センター 〔 652,729 千円〕 | 本市施策として実施してきた直接貸付事業の貸出額の減少（平成 16 年 4 月から廃止）に伴う利息収入の落込みと、不良債権の償却や貸倒引当金の増加による費用の増大に伴い収支均衡が図れない。 | 直接貸付事業を廃止するとともに、債権回収チームを編成して債権回収の強化に努めている。しかしながら、不良債権の発生による累積欠損金が多額にのぼり、厳しい財務状況（債務超過）にある。 | 債権回収チームの機能を十分に発揮できるようにし、債権回収の強化に努めるよう指導する。 また、本市の財政支援の在り方について早期に方向性を確定する。 |
| (財)京都市健康づくり協会 〔 39,706 千円〕 | 類似施設の増加や、経済不況の影響もあり、施設利用者が年々減少している。 | 財団職員の削減による人件費の抑制や、新たな介護予防事業の実施により、利用者増を図るなど、経営改善に努めているが、赤字決算が続いている。 | 平成 16 年度に設置した経営会議をより一層機能させるとともに、経費削減や増収策の展開による経営改善を行うよう指導する。 |
| 京都御池地下街（株） 〔 1,150,898 千円〕 | 膨大な設備資金の大部分を借入金で賄い施設整備を行ったが、経済不況の影響もあり、長期収支計画どおりのテナント収入等を得られていない。 | 経費節減に努めるなど、経営健全化の取組を行い、2 期連続で当期利益を計上した。しかしながら、長期収支計画で予定した利益には大幅に届かず、厳しい財務状況にある。 | 平成 18 年度末に借入金の一部についての借換え、平成 19 年度以降は補助金の減少、テナント保証金返還開始が見込まれており、経営見通しは厳しい状況にある。このため、より一層の指導調整を行う。 |
| 京都醍醐センター（株） 〔 1,768,822 千円〕 | 公共施設が多いパセオ・ダイゴロー西館を管理運営しており、収益性に構造的な制約がある。また、空き店舗の発生等により安定的な賃料収入を得られていない。 | 人件費、営業経費、委託契約の見直しなどによる経費削減や商業施設の空き店舗の解消（現在 2 店舗まで減少）等に取り組んでいる。このため、赤字額は年々減少してきているが、いまだ赤字決算が続いている。 | 単年度黒字化に向けて、空き店舗の解消と一層の経費節減を進めるとともに、商業施設の更なる活性化策の展開を図るよう指導する。 また、中長期の経営見通しを踏まえた経営改善方策の検討、実施を指導する。 |
| 京都シティ開発（株） 〔 626,848 千円〕 | ラクト山科の商業共有床賃貸借事業や健康文化館事業に係る損失に加え、京都駅ビルの商業施設の開業に伴うリニューアル以後のアバンティ専門店街の賃料収入が計画を大きく下回った。 | 商業施設等の売上が増加するとともに、経費節減に取り組んだ結果、2 期連続で当期利益を計上している。 また、京都二条開発（株）との統合により、財務基盤が強化され、平成 17 年度に債務超過の解消、平成 20 年度に累積欠損の解消を見込んでいる。 | 引き続き、中期経営計画に基づいた経営改善を推進するよう指導する。 |
| 京都高速鉄道（株） 〔 7,609,724 千円〕 | 地下鉄事業の性格から、巨額の建設費用に伴う借入金の利払いや減価償却の負担が重く、開業（平成 9 年）後しばらくは損益が悪くなる。 | 金融情勢が予想以上の低金利の状況にあるため、利払いの負担が軽減され、長期計画を上回るペースで損益の改善が進み、3 期連続で当期利益を計上しており、累積欠損金も減少してきている。 | 引き続き、長期計画を着実に遂行するとともに、経費節減を進め、経営の安定化を図るよう指導する。 |

(6) 経費節減等の財政効果

平成21年度までの「集中改革プラン」の期間中、「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」の趣旨を踏まえた取組を進めることにより、次のような財政効果を挙げるよう努めます。

「集中改革プラン」期間中の経費節減等の財政効果見込額

| | |
|--|----------|
| 「集中改革プラン」期間中の経費節減等の財政効果見込額合計 | 1,265 億円 |
| 行政評価システムを活用し、施策・事業を再構築 | 600 億円 |
| 「局裁量枠」予算の効率的編成 「政策重点化枠」への配分財源相当額を「局裁量枠」から減額 | |
| 聖域なき改革を断行し、歳出構造を転換 | 475 億円 |
| 義務費等枠の抑制 総人件費の抑制、投資的経費の抑制など | |
| 自主財源を拡充強化し、歳入構造を転換 | 190 億円 |
| 自主財源の拡充強化 市税等徴収率の向上、保有資産の有効活用など | |

(7) その他

以上のほか、市民対応窓口サービス等の向上や市民参加の推進など、「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」に基づき、引き続き積極果敢に行財政改革の取組を推進します。

(参考) これまでの主な取組

1 庁内活性化の取組

(1) もっと元気に京都市職員チャレンジ・プロジェクトの取組

庁内の若手職員を主体とするプロジェクトチームを中心に「明るく元気な市役所」の具体化に向けた取組を推進

チャレンジ・プロジェクトチームの取組

| 時 期 | 取 組 状 況 等 |
|---------------------------|---|
| 平成 8 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ チャレンジ・プロジェクトの構想等について市長記者発表 ・ チャレンジ・プロジェクトニュース創刊 |
| 平成 8 年 6 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員提案推進月間で「市役所のイメージアップの方策」を重点テーマにして募集 ・ 「窓口クレーム・ゼロ推進チーム(好感度市民サービス推進チーム)」を発足 |
| 平成 8 年 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「チャレプロ・チーム」を発足し、「窓口クレーム・ゼロ推進チーム」を専門チームの1つに統合(各局・区等からの推薦職員中心に40名) |
| 平成 8 年 7 月 26 日 ～ 30 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「窓口クレーム・ゼロ推進チーム」が窓口・市民アンケート調査を実施(区役所, 福祉事務所, 保健所, 本庁で約3千部用紙配布) |
| 平成 8 年 12 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ チャレンジ・プロジェクトチーム提言(中間報告)発表 全員参加型の職場討議を実施 |
| 平成 9 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「京都市役所・職員チャレンジブック」作成 |

局・区チャレンジ・プロジェクトチーム方式による取組

| 時 期 | 取 組 状 況 等 |
|--------------|--|
| 平成 9 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 63チームが活動 |
| 平成 10 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 49チームが活動 |
| 平成 11 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 49チームが活動 |
| 平成 11 年 12 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高感度市民サービス向上月間」の取組 |
| 平成 12 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 19チームが活動 |

(2) プラス・アクション21の取組

- ・ 民間企業の改革手法であるTQM（Total Quality Management：総合的品質管理）の手法を応用して、全職員が一丸となって、京都市役所の制度・仕組みや仕事の仕方を改革・改善する取組の総称
- ・ 職場の実情に応じて、所属長を中心に職員全員が話し合いながら、できることから改善を行う取組で、ネーミングは、「プラス思考」で改革・改善の活動（アクション）を行い、21世紀型自治体・京都市の創造を目指すという思いが込められている。

| 時 期 | 取 組 状 況 等 | | | | | | | | | | |
|--------|--|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平成13年度 | <p>「市民対応窓口サービス向上・大運動」の実施 プラス・アクション21の最初の取組テーマとして、市民に最も身近で成果が目に見えやすい「市民対応窓口サービス向上・大運動」を実施</p> <p>【主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民対応窓口サービス向上検討委員会の設置 ・ パイロット職場の募集 ・ 「市民対応窓口サービス向上・大運動」の一層の推進のための取組 | | | | | | | | | | |
| 平成14年度 | <p>1 すべての職場での取組の推進 すべての職場で、所属長が所属の職員との十分な討議等を通じて当該年度における重点テーマ、具体的目標、活動計画等を策定し、これに基づいた具体的な改善等の取組を推進</p> <p>【主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラス・アクション21推進委員会の設置 ・ プラス・アクション21実践講座の実施 ・ 取組計画の策定、取組の実施 <p>2 京都市市民対応窓口サービス評価制度 おおむね月100人以上の不特定多数の市民の来庁のある職場において来庁者に窓口対応などの満足度アンケートを実施（5段階で評価）</p> <p>【評価結果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施職場 54職場（139課相当・全体の約3割） ・ 回収枚数 31,915枚 ・ 全市平均 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対応の仕方</th> <th>身だしなみ</th> <th>説明の仕方</th> <th>所要時間</th> <th>案内表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.00</td> <td>3.90</td> <td>3.95</td> <td>3.89</td> <td>3.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 京都市市民対応窓口サービスモニター 本市の市民対応窓口サービスの質の改善と向上に資することを目的に、委嘱したモニターによる区役所や本市の施設等における市民対応窓口サービスに関する日常的、継続的な点検等を実施</p> | 対応の仕方 | 身だしなみ | 説明の仕方 | 所要時間 | 案内表示 | 4.00 | 3.90 | 3.95 | 3.89 | 3.79 |
| 対応の仕方 | 身だしなみ | 説明の仕方 | 所要時間 | 案内表示 | | | | | | | |
| 4.00 | 3.90 | 3.95 | 3.89 | 3.79 | | | | | | | |

| 時 期 | 取 組 状 況 等 | | | | | | | | | | |
|--------|--|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平成15年度 | <p>すべての職場での取組の推進 すべての職場で進めている業務改善活動については、14年度の実施結果を確認した上で新たに目標を設定し、継続して改善の取組を実施</p> <p>【主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接遇に関するマニュアルの整備 ・ 課内での情報共有による、問い合わせへの迅速な対応 | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | <p>1 すべての職場での取組の推進 15年度の実施結果を確認した上で新たに目標を設定し、継続して改善の取組を実施</p> <p>【主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接遇研修の工夫と充実 ・ 利用者アンケート <p>2 京都市市民対応窓口サービス評価制度</p> <p>【評価結果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施職場 80職場（310課相当・全体の約4割） ・ 回収枚数 32,896枚 ・ 全市平均 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応の仕方</th> <th>身だしなみ</th> <th>説明の仕方</th> <th>所要時間</th> <th>案内表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.03</td> <td>3.95</td> <td>3.99</td> <td>3.92</td> <td>3.76</td> </tr> </tbody> </table> | 対応の仕方 | 身だしなみ | 説明の仕方 | 所要時間 | 案内表示 | 4.03 | 3.95 | 3.99 | 3.92 | 3.76 |
| 対応の仕方 | 身だしなみ | 説明の仕方 | 所要時間 | 案内表示 | | | | | | | |
| 4.03 | 3.95 | 3.99 | 3.92 | 3.76 | | | | | | | |

2 市民参加の取組

| 時 期 | 取 組 状 況 等 |
|---------|---|
| 平成8年9月 | <p>「市民参加検討プロジェクトチーム」の設置（～9年3月） 本市における市民参加の在り方や具体的な提案について検討するため、職員によるプロジェクトチームを設置 今後の本市の市民参加の基本的な進め方を取りまとめた報告書「市民参加先進都市を目指して」（9年7月）を作成</p> |
| 平成9年12月 | <p>「市民参加推進プロジェクトチーム」の設置（～11年8月） 報告書の趣旨を共有し、実践に生かせるよう、本市が取り組む次の市民参加推進事業について、公募職員によるプロジェクトチームを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同学習提案事業「夢・ロマン・京都シティ」 ・ 市民活動支援センターの整備計画 ・ 地域コミュニティひろばの整備 ・ 地域の防災まちづくり |

| 時 期 | 取 組 状 況 等 |
|----------|---|
| 平成11年9月 | <p>「市民参加推進懇話会」の設置（～13年3月） 京都にふさわしい市民参加の仕組みづくりについて研究・検討するため、市民や学識経験者など15名で設置 市民参加推進の基本的方向性や具体的手法、制度的基盤などを盛り込んだ「市民参加の推進に関する提言」（13年3月）を提出</p> |
| 平成11年11月 | <p>「市民参加支援プロジェクトチーム」の設置 これまでの活動を継承し、一層の市民参加の推進を図れるよう、本市が取り組む次の市民参加推進事業について、公募職員によるプロジェクトチームを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティひろば整備事業 ・ 市民活動支援センター整備事業 |
| 平成13年12月 | <p>「市民参加推進計画」の策定 市民参加推進懇話会からの「市民参加の推進に関する提言」を踏まえ、市民参加を総合的に推進する行動計画として策定 政策の形成、実施、評価の一連の過程に応じた市民の「市政への参加」のための制度や仕組みの拡充、市民力の向上、地域活動の活性化を図る「市民主体のまちづくり」の推進及び支援、これら2つを推進するための前提条件となる「市政情報の提供と公開」、市民参加を推進するための「市民参加推進条例の制定」など、55項目の具体的な取組を記載</p> |
| 平成14年2月 | <p>「市民参加推進会議」の設置 市民参加推進計画の実施について、庁内の連絡調整を行うことにより、計画の円滑かつ総合的な推進を図るため、市長を議長として設置</p> |
| 平成14年8月 | <p>「市民参加推進フォーラム」設置 市民参加を推進するための助言や提案を得るとともに、協働の取組を推進する組織として市民や学識経験者など15名で設置</p> |
| 平成15年6月 | <p>「市民参加推進条例」の制定 「信頼とパートナーシップ」をより一層進めていくため、市政運営の柱となる市民参加の基本条例として、政令指定都市で初めて制定、同年8月に施行 市民参加の基本理念や市・市民・市民活動団体の責務、審議会等の会議の公開、委員の選任、市政への参加の手続、まちづくりの活動の支援など具体的な取組を規定 「市民活動総合センター」の開設 NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定の分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の促進を図るための拠点施設として開設</p> |
| 平成16年度～ | <p>「市民参加推進条例」「市民参加推進計画」に基づく取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての公開可能な審議会等の公開 ・ 条例の制定や重要な計画の策定に当たってのパブリック・コメントの実施 ・ インターネット上で市政に関する意見交換を行う電子会議室の本格実施 ・ 身近な施設の整備や計画づくりへのワークショップ手法の導入促進 ・ 京都市政出前トークの実施 |

おわりに

(更なる改革が必要)

我が国を取り巻く社会経済状況は、物質的には豊かな社会が実現された一方で、少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来、地球環境問題の深刻化など、大きな時代の転換期にあります。さらには、我が国経済は、ようやく明るい兆しが見え始めているものの、依然として国や地方財政は、極めて深刻な状況にあります。

京都市においても、高齢化率が全国平均を上回る20.1%に達しており、合計特殊出生率も全国平均を下回る1.12人になるなど、より急激な少子高齢化が進行しています。また、本市の財政状況も国や他都市と同様に非常に厳しい状況にあります。

(「政策推進」、「市政改革」、「財政健全化」を一体的かつ戦略的に推進)

このため、平成16年4月に新たな京都市の都市経営戦略の基本指針となる「新京都市都市経営戦略」を策定するとともに、同年7月には、「政策推進」、「市政改革」、「財政健全化」の3つのプランを同時に策定し、一体的かつ戦略的な推進を図っているところです。

とりわけ、「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」では、次の2点を特に心掛けて取り組んでいます。

京都市役所の隅々にまで改革の気風がみなぎり、改革が常に追求、実践、継続されることにより、市民の皆様は「市役所は、変わった。対応の仕方もサービスの質も良くなった。」と改革の成果を実感していただくこと。

平成17年度から20年度までの4年間で見込まれる1,645億円もの財源不足に対して、計画的かつ的確に対処することにより、安定的で持続可能な財政を確立し、市民生活をしっかりと守り、未来の京都発展に資する政策を確実に実行すること。

(活力と創造力に富む「攻めの改革」を引き続き進める)

このように、現在求められる市政運営、行財政改革には、経営感覚とスピード感がとりわけ重要であり、単なる「縮小型、守りの改革」ではなく、「攻めの改革」によって、抜本的に行財政の構造を改革する必要があります。現在求められる改革は、単なる一過性のものではなく、しっかりとした中長期的な展望、方針の下に永続的に取り組むべきものと言えます。

今後も、京都市民の皆様は「京都に住んでよかった。」と実感していただける、「時を超え 美しくひと輝く 歴史都市・京都」の創生に向け、常に改革の取組の点検、評価及び必要な改善、見直しを行うことによって、更なる改革の推進を図って参ります。

参 考 資 料

京都市市政改革実行プラン（概要）

1

改革の理念，目標

最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に提供するために，以下の理念，目標を掲げて新たな改革を推進します。

(1) 改革の理念

市政改革実行プランでは，市政改革大綱に掲げた2つの理念を継承します。

【2つの理念】

「補完性の原理」に基づく市民と行政の役割分担の改革
「NPM理論」に基づく行政経営システムへの改革

(2) 改革の目標

右肩上がり経済の終焉や国，地方を通じた財政危機など，時代の大きな転換期にある今，これまでの行財政運営の仕組みや考え方の構造的な改革に継続的に取り組む必要があります。

このため，市政改革実行プランの目標を，

「時代の変化に適合した制度，仕組みや方針，方策等を構築するため，改革が常に追求，実践，継続され，京都市役所の隅々にまで改革の気風がみなぎるようにすること。」とします。この目標を一言で「改革の追求！ 実践！ 継続！」と表します。

改革の追求！

これまでの改革の取組に満足することなく，外郭団体の改革や民間活力の導入などについて，更に高い目標や新たな課題に挑戦します。

改革の実践！

立ち向かう楽観主義，プラス思考で市民サービスの向上など個別，具体的な取組を実践します。

改革の継続！

市政運営に係る方針や計画等に基づいて，その具体化を図るため，常に改革を継続します。

【NPM理論】New Public Management（新公共管理法）の略。民間企業における経営理念，手法，更には，成功事例などを可能な限り行政現場に導入することを通じて行政部門の効率化，活性化を図るとする考え方。

2

改革の推進方針

(1) 推進期間

平成16年度から20年度までの5年間

(2) 推進方針

「政策推進」、「市政改革」、「財政健全化」の一体的かつ戦略的な推進

市政改革実行プランに基づき「京都市基本計画第2次推進プラン」の着実な実現のために、より効果的、効率的な市政運営の構築や施策、事業の実現方法の検討を行うとともに、市政改革の成果を「京都市財政健全化プラン」の取組に反映させます。

区政改革を重要取組として位置付け

「区政改革に向けた今後の取組」（16年4月策定）を市政改革の重要な取組の1つに位置付けて推進します。

公営企業改革との連携

交通、上下水道及び市立病院の公営企業における改革計画等についても、連携して推進します。

全庁的な取組及び局区における取組

これまでの事務事業の見直しは、局ごとに抽出した対象項目を市政改革の計画に掲げ、その達成に向けて取組を進めてきましたが、長年にわたる努力の積み重ねの結果、こうした手法による取組は、既に一定の到達点に達しています。

このため、全庁的な観点から取り組むべき推進項目と行政評価システムの活用等により局区が主体的に取り組む項目を区分することとします。

ア 全庁的な取組

- ・ 市政改革実行プランに、全庁的な観点から取り組む推進項目と考え方を掲げます。
- ・ 重点的に改革を推進すべき分野等について、年度ごとの「重点改革方針」を策定します。
- ・ 「外郭団体の改革」及び「民間活力の導入」については、詳細な計画等を策定します。

外郭団体改革計画の策定，推進

公民協働（PPP）推進の考え方の策定，推進

イ 局区における取組

重点改革方針や行政評価システムの評価結果などを踏まえ、局区が主体的に具体的な改革の取組を「局区運営方針」に掲げて改革を実行します。

3

推進方法

局区が改革を進めるに当たっては、市会はもとより、市民の意見を積極的に具体的な取組に反映させます。

学識経験者等で構成する京都市市政改革懇談会を引き続き設置し、意見、提言等をいただきます。また、今後、市民公募委員を加えます。

京都市都市経営戦略会議を中心に全庁的体制で改革を進めます。

すべての職員が改革の追求、実践、継続に取り組めるように、職員提案制度の活用や職員向けのメールマガジンの発行等を実施します。

毎年度、市政改革の進ちょく状況を公表します。

4

推進項目

推進期間内に特に力点を置いて取り組む課題を「改革の追求！」、「改革の実践！」、「改革の継続！」の3つの柱ごとに5つの推進項目（計15の推進項目）を掲げ、全庁的な取組を推進します。

各推進項目には、主として全庁的に取り組む60の取組事項を掲載します。

また、局区の課題に基づく取組については、毎年度の予算編成や局区運営方針によって具体化に努めます。

【15の推進項目及び60の取組事項 一覧】

| 3つの柱 | 15の推進項目 | 60の取組事項 |
|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 改革の追求 | 新しい都市経営の仕組み「京都モデル」の構築 | 都市経営戦略会議の設置 |
| | | 局区運営方針の策定 |
| | | 戦略的予算編成システムによる予算編成対象会計の拡大 |
| | | 節減努力反映制度の創設 |
| 京都市外郭団体改革計画の策定，実行 | 京都市外郭団体改革計画の策定，実行 | 予算編成情報の公開 |
| | | 企業会計的手法を活用した財政情報の公開推進 |
| | | 将来的な財政負担の公開 |
| | | 区政策提案予算システムの創設 |
| 民間活力導入の更なる推進 | 民間活力導入の更なる推進 | 「区行政推進会議（仮称）」の設置 |
| | | 統廃合等の推進 |
| | | 補助金の削減 |
| | | 派遣職員削減 |
| 職員数の適正化 新しい大都市制度への積極的提言 | 職員数の適正化 新しい大都市制度への積極的提言 | 団体ごとの経営計画の策定，公表 |
| | | 評議員会の設置 |
| | | 本市職員の役員に占める比率の見直し |
| | | 情報公開及び個人情報保護の制度化 |
| 改革の実践 | 市民対応窓口サービス等の向上 | PFI手法の更なる活用 |
| | | 公の施設の指定管理者制度の活用 |
| | 職員の自主性を発揮した業務改善等の推進 | 地方独立行政法人制度の導入の検討 |
| | | 公共施設の民営化 |
| | 職員研修の充実 | 総務事務の集約化，委託化 |
| | | 職員数の更なる適正化 |
| | 行政評価システムを活用した事務事業の見直し等 | 大都市制度の在り方に関する京都市の考え方の策定 |
| | | 市民対応窓口サービスの向上に向けた全庁的な取組 |
| | 事業所，公の施設の見直し | 市政情報総合案内コールセンターの設置 |
| | | コンシェルジュ（総合案内人）の配置 |
| 改革の継続 | 京都市版行政評価システムの定着と進化 | 区役所，支所の昼休み窓口業務の全面实施等 |
| | | 全局区のホームページの充実 |
| | 市民参加の推進 | プラス・アクション21による業務改善運動の推進 |
| | | 改革メールマガジンの発行 |
| | 人事制度改革の推進 | 職員研修施設の整備 |
| | | 行政評価システムを活用した事務事業の見直し |
| | 組織改革の推進 | 公共工事のコスト縮減 |
| | | 通勤手当制度の見直しと職員乗車券の廃止 |
| | 行政業務情報化の推進 | 入札制度の改善 |
| | | 公共施設の最適維持管理手法（アセットマネジメント）の導入 |
| 行政業務情報化の推進 | 事業所評価手法の検討 | |
| | 公の施設の使用料の在り方の検討 | |
| 行政業務情報化の推進 | 市民対応窓口サービスモニター報告書の具体化 | |
| | 政策評価制度の本格実施 | |
| 行政業務情報化の推進 | 公共事業評価制度の充実 | |
| | 事務事業評価サポーターの募集 | |
| 行政業務情報化の推進 | すべての審議会の公開 | |
| | ワークショップ事業の拡充 | |
| 行政業務情報化の推進 | 電子会議室の本格実施 | |
| | 京都市政出前トークの実施 | |
| 行政業務情報化の推進 | 地域まちづくり拠点「暮らしの工房」づくりへの支援等 | |
| | 指名人事制度の実施 | |
| 行政業務情報化の推進 | 庁内公募制度の実施 | |
| | 部・課長級職員に係る新たな人事評価制度の実施 | |
| 行政業務情報化の推進 | 目標管理制度の実施 | |
| | 時間外勤務の縮減 | |
| 行政業務情報化の推進 | 組織内分権の推進 | |
| | 区役所機能の強化 | |
| 行政業務情報化の推進 | 組織運営における機動性の向上 | |
| | プロジェクトチームの活用 | |
| 行政業務情報化の推進 | 事務の集約化，効率化 | |
| | 電子決裁を中心とした総合的な文書管理システムの導入 | |
| 行政業務情報化の推進 | 財務会計システムの導入 | |
| | 個人情報保護対策の強化 | |

京都市財政健全化プラン（概要）

1 財政健全化の取組目標

～安定的で持続可能な財政の確立を目指して～

今後の財政運営においては、将来の京都発展のための政策を実施する一方で、多額の財源不足(平成17年度以降の4年間で1,645億円)に伴う市民サービスの急激な低下を回避することがまず重要となります。このため、安定的な財政運営を目指した取組目標と中期財政運営の四つの基本方針を定めました。

<取組目標 1>

平成17年度から平成20年度までの財源不足への確実な対策を講じ、市民生活をしっかりと守り、将来の京都発展に資する政策を着実に実行します。

中期財政運営四つの基本方針

1 政策重点化枠として毎年度40億円の財源確保を図ります。

将来の京都発展のため、第2次推進プランに掲げた新規政策などを着実に実行します。

2 毎年度の局裁量枠の圧縮額を政策重点化枠への配分財源相当額に固定します。

多額の財源不足が見込まれる財政非常事態の下では、局裁量枠の段階的な圧縮は不可避です。しかしながら、大幅な減額は市民サービスの急激な低下を招きかねません。そこで、その圧縮額を政策重点化枠への配分財源相当額に固定します。

政策重点化枠で新規に実施する政策と社会経済情勢の変化から役割の薄れた施策・事業を、行政評価システムを活用して入れ替えることで、適正な市民サービスの水準の維持に努めます。

3 市税収入など自主財源の拡充強化に取り組みます。給与費や投資的経費なども見直し、聖域なき改革を断行します。

4 当面特別の財源対策を継続するとともに、臨時で巨額の財政負担の平準化に努めます。

聖域なき行財政改革の財政効果が現れるまでの間、必要に応じて特別の財源対策を行います。また、多額の財源不足の一要因である臨時で巨額の財政負担(定年退職者の増加による退職手当の激増や地下鉄東西線建設費)を、地方債などを活用し、一時に集中しないよう努めます。

<参考> 特別の財源対策の手法

- 1 財政健全化債の継続発行：財政健全化債は、行財政改革により将来経費の節減が可能な範囲内で発行が許される特別の地方債で、いわば行財政改革の成果を先取りするものです。
- 2 公債償還基金からの借入：市債の元金返済に備えた貯金(公債償還基金)からその返済に支障のない範囲で一時的に借入を行います。

持続可能な財政運営を目指した取組

財政非常事態の下では、市民サービスの水準の急激な低下を回避するためには、特別の財源対策もやむを得ない選択です。しかし、借入金に頼った財政運営は、いずれ行き詰ります。このため、持続可能な財政運営を目指した取組目標とともに、財政健全化に向けた五つの行動計画と具体的取組方を定めました。

<取組目標 2>

平成 21 年度予算を特別の財源対策に依存することなく編成します。

財政健全化に向けた五つの行動計画と具体的取組方策

行動計画その 1 ~ 財政関連情報を公開し、透明度の高い財政運営を実現 ~

【具体的取組方策】 予算編成情報の公開
企業会計的手法を活用した財政情報の公開推進
将来的な財政負担の公開

行動計画その 2 ~ 行政評価システムを活用し、施策・事業を再構築 ~

【具体的取組方策】 行政評価システムの継続的改善
戦略的予算編成システムの継続的改善
(予算編成対象会計の拡大, 予算要求権の区長への拡大等)
「局裁量枠」予算の効率的編成(民間活力導入推進, 受益者負担の適正化等)

行動計画その 3 ~ 聖域なき改革を断行し、歳出構造を転換 ~

【具体的取組方策】 職員数の適正化と総人件費の抑制(定数枠配分方式継続実施, 給与の見直し等)
投資的経費の抑制(既存施設有効活用促進, 公共事業新規採択時評価本格導入等)
公営企業の効率的運営(受益者負担の適正化, 繰出金の適正化)
市債発行の適正化(プライマリーバランス均衡堅持, 京都浪漫債増額発行等)

行動計画その 4 ~ 自主財源を拡充強化し、歳入構造を転換 ~

【具体的取組方策】 税源の涵養
市税軽減措置の整理合理化, 課税自主権の活用
市税等徴収率の向上
保有資産の有効活用

行動計画その 5 ~ 三位一体改革を促進し、歳入の自治を確立 ~

【具体的取組方策】 税源移譲の推進
大都市財政の実態に即応した税財政制度の確立

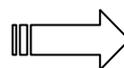
2

財源確保の目標額と数値目標

財源確保の目標額

財政健全化のための具体的取組方を推進する一方、臨時で巨額の財政負担の平準化や特別の財源対策を講じることにより、次のとおり財源不足に対応します。

平成 17 年度から平成 20 年度までの財源不足総額



1,645 億円



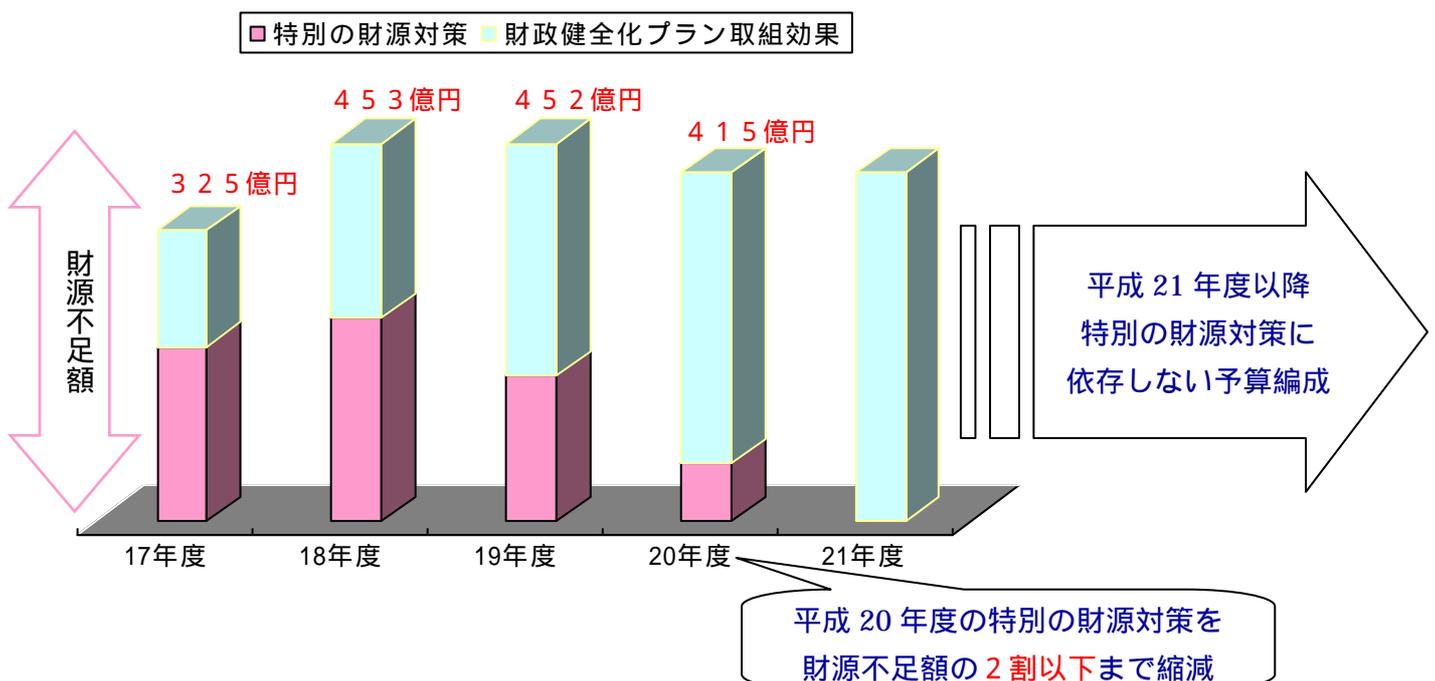
| | | |
|---|--|---------------|
| 1 「財政健全化に向けた五つの行動計画と具体的取組方策」に基づく財源確保目標額 | | 845 億円 |
| 行政評価システムを活用し，施策・事業を再構築 < 行動計画その 2 > | | 400 億円 |
| 「局裁量枠」予算の効率的編成 「政策重点化枠」への配分財源相当額を毎年度「局裁量枠」から減額 | | |
| 聖域なき改革を断行し，歳出構造を転換 < 行動計画その 3 > | | 300 億円 |
| 義務費等枠の抑制 総人件費の抑制，投資的経費の抑制など | | |
| 自主財源を拡充強化し，歳入構造を転換 < 行動計画その 4 > | | 145 億円 |
| 自主財源の拡充強化 市税等徴収率の向上，保有資産の有効活用など | | |
| 2 暫定的な財源確保目標額 | | 800 億円 |
| 臨時巨額な財政負担の平準化 | | 200 億円 |
| ・ 退職手当必要財源の平準化 ・ 地下鉄東西線(二条～天神川間)建設事業必要財源の平準化 | | |
| 特別の財源対策 | | 600 億円 |
| ・ 財政健全化債の活用継続 ・ 公債償還基金からの借入 | | |

数値目標等

次のとおり数値目標を設定し，財政健全化のための具体的取組方を可能な限り前倒して実行します。

| 取組項目 | 数値目標等 | 目標年次 |
|---------------|---|----------------|
| 市税等徴収率の向上 | 市税 96.5%(決算94.8%) 公営住宅使用料 97.6%(決算96.7%) 保育料 98.5%(決算96.8%) 国民健康保険料 92.0%(決算91.2%) 介護保険料 98.5%(決算98.0%) | 平成20年度 |
| 総人件費の抑制 | 職員1,000人の削減 | 平成20年度当初 |
| 公共工事コスト縮減 | 工事費などの7%縮減により120億円節減 | 平成19年度まで |
| 市債発行の適正化 | プライマリーバランス均衡堅持 | 平成16年度以降 |
| 外郭団体の経営改革 | 団体数の10%(5団体)以上削減 補助金の15%(約5億3千万円)程度削減 市派遣職員の30%(78人)以上削減 | 平成20年度まで |
| クリーンセンター運営 | 1工場削減で年間運営費20億円節減 | 平成17年度まで |
| 特別の財源対策の縮減，廃止 | 当該年度財源不足額の2割以下に縮減 | 平成20年度 予算編成 |
| | 廃止 | 平成21年度 予算編成 |

< 財政健全化の取組の推進による特別の財源対策の段階的縮減イメージ >



各公営企業における改革の取組状況

1 交通事業

平成15年4月から実施している事業再生計画「京都市交通事業ルネッサンスプラン」(15～20年度)、15年8月から審議会提言を踏まえた行動計画「京都市交通事業アクションプログラム」に基づき、次のとおり取組を進めています。

【主な取組項目】

給与制度、諸手当の見直し(平成15年4月1日から)

職員数の削減(各年度4月1日現在)

| 年 度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|-------|------|------|------|
| 職員削減数 | 209人 | 76人 | 117人 |

経費の縮減

平成20年度予算で対14年度比約1割(約9億800万円)となる額を削減

東西線線路使用料の見直し

京都高速鉄道(株)が保有する鉄道施設(東西線御陵～三条京阪間)の使用料の平準化と引下げにより、平成15年度から平成54年度までに335億円(税抜)を削減

地下鉄建設費の削減

地下鉄東西線(二条～天神川間)の建設費について、六地蔵延伸事業における削減実績156億円と同様、大幅な削減が達成できるよう取り組む。

「管理の受委託」の拡大

「管理の受委託」を事業規模の2分の1まで拡大(計画より1年前倒して実施)

- ・九条営業所の一部の委託(平成17年3月)

- ・梅津営業所の一部の委託(平成18年3月予定)

- ・西賀茂営業所の一部の委託(平成19年3月予定) 2分の1まで拡大完了

生活交通(生活支援路線)の確保

民営バス並みコストで運営しても赤字となる市バス路線(生活支援路線)を維持する方を検討するため、「京都のバス事業を考える会」からの答申に基づいて「小型バス・ジャンボタクシー代替モデル実証実験」を市バス6路線にて実施(平成17年7月～平成18年9月)

地下鉄事業の経営健全化対策

地下鉄事業に対する一般会計からの「経営健全化出資金」の繰入

平成15年度に国が創設した「地下鉄事業経営健全化対策」を活用し、交通局の健全化の取組と一般会計からの出資や、長期収支上に運賃改定を見込むことにより、不良債務の計画的な抑制を図る。

| | | |
|---|-----------|-------------------|
| { | 出資金総額 | 約640億円(平成16～25年度) |
| | 平成17年度予算額 | 70億86百万円 |

旅客増対策と増収対策

接客姿勢の向上(研修の実施)、情報提供サービスの充実、輸送サービスの改善、販売促進活動等の実施

2 上下水道事業

上下水道局では、「上下水道事業中期経営プラン」(計画期間：平成16～20年度)により、経営基盤の確立を目指し、企業改革の方向性を示すとともに、その具体的施策である「第3期効率化推進計画」(取組期間：平成16～20年度)に基づいた事務事業の効率化を実施し、上下水道事業の経営健全化を進めています。

局統合による部、課等の組織及び事業の再編と市民サービスの向上

【平成16年度】

- ・ 局統合による1局3部3課の削減，
- ・ 営業所での市民窓口の一元化によるワンストップサービスの実現，
- ・ 本庁舎お客さま窓口サービスコーナーの開設，
- ・ 資器材・防災センター，管路管理センター及び水質管理センター等の整備ほかを実施した。

【平成17年度】

- ・ 漏水修繕センターの整備(業務の再編)及び管路管理センターの管理業務集約を実施している。

職員数の削減

局統合・組織再編及びその他事務見直しにより、16年度には33名を削減し、17年度には16名を削減した。

物件費の節減

施設の維持管理経費等を節減する。

【16年度決算】 21億円節減

【17年度予定】 11億円節減

建設改良事業費縮減

建設事業計画をそれぞれ見直し、事業費を縮減する。

【16年度決算】 水道事業 49億円，下水道事業 40億円縮減

【17年度予定】 水道事業 49億円，下水道事業 40億円縮減

保有資産の有効利用・売却

行政財産の利用実態再調査の実施及び処分の検討を行う。

3 病院事業

16年7月に「京都市基本計画第2次推進プラン」が策定され、この中で「京都市立病院の機能を高める再整備」として位置付けられました。

京都市立病院の今後の在り方については、15年12月に京都市医療施設審議会に諮問し、16年9月に答申をいただきました。

この答申を踏まえ、平成17年9月に「京都市立病院整備基本計画」を策定致しました。

今後は、この計画に定めた

- (1) 市民に親しまれ、愛され、信頼される市立病院を目指して
- (2) 安全で安心できる市民生活を支える医療の提供
- (3) 自治体病院としての政策医療の機能強化
- (4) 京都市の中核病院としての機能
- (5) 病院運営の改善

の基本方針のもと、救急・災害医療等の政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能の整備・拡充に取り組んでいきます。

経営改善の取組としては、PFI手法の導入に向けた取り組みを進め、患者サービスの向上とともに、建設費や運営経費の削減を目指しています。

また、現在、再整備後の施設が稼動するまでの当面の間、数値目標を設定した中長期計画を策定すべく検討を進めています。

平成17年度の主な事務事業見直し等

(1) 事務事業評価の結果

| 充実 | 継続 | 見直し | 見直し | | 合計 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|-------------------|
| | | | 効率化等による見直し | 縮小等による見直し | |
| 156 (12.1%) | 777 (60.5%) | 352 (27.4%) | 281 (21.9%) | 71 (5.5%) | 1,285 (100.0%) |

(2) 縮小等による見直し事務事業一覧(71事務事業)

| 事務事業名 | 所管部課 | 予算額 | 予算額 | 見直し内容及び理由 |
|----------------------|---------------|---------|---------|---|
| 交際費 | 総合企画局市長公室秘書課 | 43,000 | 40,500 | 慶弔対応に関する社会的認識の変化、逼迫する財政状況を踏まえ、引き続き、経費支出の縮減に努める。 |
| テレビ広報 | 総合企画局市長公室広報課 | 95,203 | 89,168 | 費用対効果を向上させる観点から、テレビ番組の質を維持しつつ、放送回数を削減する。 |
| ラジオ広報 | 総合企画局市長公室広報課 | 42,996 | 38,744 | 費用対効果を向上させる観点から、ラジオ番組の質を維持しつつ、放送回数等を削減する。 |
| 市政総合宣伝 | 総合企画局市長公室広報課 | 15,210 | 10,896 | 費用対効果を向上させる観点から、他の広報媒体の活用等を図ることによって、新聞広告掲載回数を削減する。 |
| 外国青年招致事業 | 総務局国際化推進室 | 2,559 | 2,053 | 国際交流員の新規招致の廃止 |
| イタリア・シエナ大学との国際シンポジウム | 総務局芸術大学 | 0 | 0 | 大学における国際交流事業のあり方の見直しに伴う事業の休止 |
| 職員乗車証負担金 | 総務局人事部人事課・給与課 | 525,444 | 0 | 通勤手当制度の見直しに伴う職員乗車券の廃止 |
| 公金取扱手数料 | 会計室会計課 | 127,000 | 103,000 | 平成15年度から口座振替の利用者へ発送している口座振替済通知書を段階的に廃止することにより、郵送料実費分の経費節減に取り組んでいる。17年度は同取組の最終年度で、見込相当額を減額しているが、京北町合併に伴う当該手数料等の経費増加要因がある。 |
| 中小企業支援センター人件費補助 | 産業観光局商工部経済企画課 | 215,359 | 165,636 | 引き続き、派遣職員の削減を推進する。 |
| デジタルアーカイブ推進事業 | 産業観光局商工部経済企画課 | 20,080 | 17,068 | 厳しい財政状況と民間事業者における取組状況等を踏まえ事業費を削減する。引き続き、デジタルアーカイブ事業の普及に努め、新産業創出の促進、文化遺産の継承、デジタルコンテンツを活用した情報発信を推進する。 |
| 中小企業連携支援事業 | 産業観光局商工部産業振興課 | 3,250 | 2,850 | 経営資源に制約を抱える多くの中小企業においては、経営環境の大きな変化に対応するためにも、中小企業組合等の連携組織の役割が重要性を増しているが、厳しい財政状況を踏まえ経費の一部削減を行う。また、連携組織支援の方策については、これまでの組合等とは異なるグループ形態が誕生しており、社会情勢の変化に対応したより効率的な支援に向け、適宜見直しを進める必要がある。 |
| 異業種交流等連携支援事業 | 産業観光局商工部産業振興課 | 3,571 | 3,361 | 本市の中小・ベンチャー企業育成策としての異業種交流の果たす役割はますます大きくなるものの、厳しい財政状況を踏まえ、補助金の一部削減を行い、限られた予算の中で、より一層戦略的かつ効率的に事業を行う。 |
| 行政区別地域経済活性化等支援事業 | 産業観光局商工部産業振興課 | 6,000 | 5,000 | 本市の厳しい財政状況を踏まえ、事業費の一部削減するが、特色ある地域産業の活性化には不可欠な事業であるため、一層効率的な事業運営に努める。 |

京都市「集中改革プラン」について

| 事務事業名 | 所管部課 | 予算額 | 予算額 | 見直し内容及び理由 |
|----------------------------|---------------------|--------|--------|---|
| 商店街等支援事業 | 産業観光局商工部 商業振興課 | 91,190 | 64,063 | 事業効果の検証等に取り組み、事業費を一部削減するが、地域特性に応じた商業集積の形成を促進するため、商店街等の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、補助金額や補助内容の見直しを行う。 また、補助金交付対象事業数が年々減少傾向にあるため、商店街等を単位とする補助支援を再考する。 |
| 商業基盤強化対策 | 産業観光局商工部 商業振興課 | 8,523 | 8,023 | 事業費を一部削減するとともに、個店振興に向けた表彰制度の活用策を検討する。京都市（伏見地区）中心市街地活性化基本計画については、17年度に、地元、学識者等による委員会を設置し、見直しを行う。 |
| 貿易振興事業助成 | 産業観光局商工部 商業振興課 | 800 | 300 | 15年10月1日を持って独立行政法人化した日本貿易振興機構については、17年度から補助金を廃止する。他の団体についても、助成等の在り方について引き続き検討し、貿易関連団体の機能強化に努めるとともに、団体活動事業の円滑な推進を図る。 |
| 公設小売市場営繕 | 産業観光局商工部 商業振興課 | 7,000 | 5,950 | 厳しい財政状況を踏まえ、事業費を一部削減するが、17年度末の全公設市場の完全民営化に向けて必要な施設整備を行うとともに、市有財産の賃貸借による民営化は借地借家法の適用を受けるため、引き続き民営化後の市場も含んだ10市場について、施設及び設備の整備を行う。 |
| 販路開拓、産地商品宣伝 | 産業観光局商工部 伝統産業課 | 42,000 | 33,900 | 非常に厳しい財政状況の中、補助金の一部削減と事務経費の節減に努めるとともに、業界団体が実施する各種の振興事業や展示会・見本市への助成について見直しを行う。 16年度に立ち上げた「京都市伝統産業活性化検討委員会」において、伝統産業全般の方向性について議論されているところであり、本事業のあり方についてもその趣旨を踏まえて検討を行う必要がある。 |
| ファッション推進 | 産業観光局商工部 伝統産業課 | 4,286 | 3,296 | 厳しい財政状況から経費の一部削減を行うが、デザインの重要性の周知は、繊維産業をはじめとする産業の振興に不可欠であり、業界団体への助成の見直しなど、より効率的な事業の実施に努める。 |
| 水田農業構造改革対策事業 (米の生産調整対策) | 産業観光局農林部 農業計画課 | 13,500 | 17,984 | 環境保全型農場づくり事業については今後も継続した実施が必要であるが、一定の定着が図られつつあるため、助成水準を引き下げて実施する。また、事務経費についても一層の節減を図る。 なお、17年度予算には、京北町合併に伴う経費の当然増を含む。 |
| 有害鳥獣被害防止対策事業 | 産業観光局農林部 農業計画課 | 8,302 | 9,205 | 本市の財政状況等から、事業費を一部削減するが、効率的かつ効果的な事業を目指して、助成要件等について充実に向けた改善を検討する。 なお、17年度予算には、京北町合併に伴う経費の当然増を含む。 |
| 園芸振興 | 産業観光局農林部 農業振興整備課 | 11,943 | 10,053 | 京の旬野菜コンテナ出荷支援事業については一定の成果が得られたことから廃止し、今後は、食の安全・安心に役立つよう京の旬野菜の安全性確認を行うとともに、新京野菜の普及拡大を図る。また、園芸活動によって健やかな市民生活が実現できるよう啓発活動を実施する。 |
| 農業啓発 | 産業観光局農林部 農業振興整備課 | 9,700 | 9,200 | 厳しい財政状況を踏まえ、事業費の一部削減を行うが、農林業の持つ多面的機能を市民へ啓発する必要性は高いことから、今後も市民ニーズをしっかりと把握し、体験型のメニューを増やすなどしてイベントの充実を図るほか、効果的なPRにより入場者数の増加を図る。 |
| 生産緑地振興対策事業 | 産業観光局農林部 農業振興整備課 | 7,500 | 6,000 | 旬野菜直売所などの京の旬野菜の普及に直結する施設等を優先的に採択し、事業費を削減するほか、より一層の農業生産性の向上に努める。 |
| 畜産振興 | 産業観光局農林部 農業振興整備課 | 2,138 | 1,831 | 生産者の高齢化による後継者問題等により廃業農家数の増加が見込まれるため、事業規模を縮小するが、鶏卵価格安定対策や周辺住民との調和を保つ環境問題への取組は継続して実施する。 |

| 事務事業名 | 所管部課 | 予算額 | 予算額 | 見直し内容及び理由 |
|--------------------|---------------------|---------|---------|--|
| 水産増殖 | 産業観光局農林部 農業振興整備課 | 10,200 | 18,076 | 後継者問題や遊漁収入の減少、コイヘルペスウイルス病の蔓延及び外来魚や野鳥の食害による放流効果の低下等への対策により、各漁業協同組合の経費負担は増加し経営を大きく圧迫している。 河川への種苗放流（内水面資源量の維持確保）は内水面漁業の振興に寄与するだけでなく、河川生物多様性・水環境保全に資するため、充実を図りたいが放流魚種・量とも見直し、事業規模の縮小も含めて実施する。 なお、17年度予算には、京北町合併に伴う経費の当然増を含む。 |
| 農業基盤整備事業 | 産業観光局農林部 農業振興整備課 | 40,128 | 30,412 | 厳しい財政状況の中、事業費を削減するが、事業優先度を考慮しながら、効果的な事業実施を図る。14年度に策定した京都市農村振興基本計画・京都市農村環境計画の方針に沿った事業推進を行う。 |
| 農業施設環境防災対策 | 産業観光局農林部 農業振興整備課 | 9,250 | 5,000 | 厳しい財政状況の中、事業区間の分割等により、事業優先度を考慮しながら、効果的な事業実施を図る。計画的な水路改修によって、浚渫等の経費削減が図られるよう検討を行う。 |
| 森林整備事業 | 産業観光局農林部 林業振興課 | 109,133 | 178,489 | 17年度は、造林・保育面積の縮減等により、経費の一部削減を行い効率的な執行を図るとともに、今後については、材価の上昇や林業生産活動の活性化により、森林のもつ公益的機能が十分発揮できるような状況となった時点において、内容の見直しを検討していく。 なお、17年度予算には、京北町合併に伴う経費の当然増を含む。 |
| 山村都市交流の森運営管理 | 産業観光局農林部 林業振興課 | 55,600 | 46,038 | 厳しい財政状況の中、人件費（繁忙期非常勤職員）補助の削減や森林管理・路網管理の経費の一部削減に努めるとともに、山村都市交流の森のエリア及び各施設の適正な運営管理を行うよう、管理運営主体の財団法人花脊森林文化財団への指導等の強化を図る。引き続き、左京区北部山間地域の活性化拠点としての機能を発揮できるよう、地域と連携を図りながら、広く多くの市民に利用してもらえよう取り組む。 |
| 森林文化交流センター（森愛館） | 産業観光局農林部 林業振興課 | 6,159 | 5,395 | 山村都市交流の森のセンターエリア内には、森林文化交流センター（森愛館）以外にも、(財)花脊森林文化財団が運営している施設があり、交流の森の各施設の利用者及び利用件数を相互利用により増加させていくことにより、森林文化交流センターの利用者及び利用件数を増加させる。 17年度の事業費については、業務委託に係る人件費を削減し、最小限の人員により運営管理を行う。 |
| 北部振興拠点イベント実施 | 産業観光局農林部 林業振興課 | 4,884 | 3,500 | 「山村都市交流の森」や「北部山間5地域」をもっと市民に認知してもらえるような啓発手法を検討するとともに、イベント経費を一部削減する中、市民ニーズに即したイベントを実施計画し、より効率的な開催に努める。 |
| 観光文化情報システム整備 | 産業観光局観光部 観光企画課 | 68,579 | 46,697 | 利用者数の少ない専用端末の廃止を行い、より効率的な運用を行う。引き続き、観光客にとって、魅力的な情報の発信に努めていくとともに、利用者ニーズに適したシステム改善策等を進めていく。 |
| 公共交通機関利用観光サービス充実対策 | 産業観光局観光部 観光企画課 | 10,000 | 0 | インターネットや携帯端末の普及等によって、観光客に対する情報発信の手段が多様化していることに加え、全国的な「京都ブーム」を受けて、京都観光に関する様々な出版物が発行されている。こうした中、本市の厳しい財政状況を踏まえ、費用対効果の観点からも精査を行い、本事務事業を廃止するが、引き続き観光客のニーズに合った情報提供に努める。 |
| 観光ルネッサンス事業 | 産業観光局観光部 観光振興課 | 18,000 | 16,000 | 事業費を一部削減し、費用対効果の観点から、真に必要な事業の精査・選択の上、取り組むべき「テーマ」事業に予算を重点的に配分し、最大の事業効果が得られるよう見直しを行う。更なる観光客誘致に向け、より魅力的な旅行商品の造成やイベント企画を行う。 |
| 「京都館」観光部門運営 | 産業観光局観光部 観光振興課 | 59,902 | 36,902 | 経費の一部削減に取り組む観点から要員を減少させるが、パンフレットなどによる情報提供機能を充実させるとともに、費用対効果の高いマスコミ等への情報発信業務を強化し、より効果的な事業の推進を図る。 |
| 「京都館」催事開催支援 | 産業観光局観光部 観光振興課 | 45,780 | 34,480 | 厳しい財政状況を踏まえ、催事・イベント経費を削減するが、これまでに構築した首都圏における京都館の周知、首都圏のマスコミや自治体等とのネットワークを活用し、多様なニーズを受信する情報発信拠点として、その機能強化と効率化を図る。 |

京都市「集中改革プラン」について

| 事務事業名 | 所管部課 | 予算額 | 予算額 | 見直し内容及び理由 |
|-------------------------|--------------------|---------|---------|--|
| 外客誘致宣伝 | 産業観光局観光部 観光振興課 | 9,225 | 6,425 | 英文月刊観光情報誌「キョウトビジターズガイド」への記事掲載の見直しを行い、経費を削減するとともに、国際観光客のニーズに合った情報提供に努める。引き続き、多角化する観光客やプレス等のニーズに対応した京都の魅力のPRを行うとともに、国の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」と連携し、京阪神三都市による広域連携のメリットを活かした事業展開により、国際観光客の一層の誘致を図る。 |
| 国際事業推進対策（貿易） | 産業観光局観光部 観光振興課 | 1,947 | 0 | 貿易促進チャレンジ補助金については、市内企業の国際化、経営の活性化に一定の役割を果たすことができたこと判断できるため廃止する。また、3年に1度実施している貿易実態調査（次回は18年度）については、費用対効果などの観点から継続実施について検討を行う。 |
| 観光関連団体分担金 | 産業観光局観光部 観光振興課 | 6,620 | 4,630 | キョウトビジターズクラブ、国際観光振興機構コンベンション分担金について、見直しを実施するとともに、観光関連団体の効率的な運営や財政基盤の確立等に向けた取組について研究を進める。 |
| ベンチャー企業育成支援（VIL） | 産業観光局スーパーテクノシティ推進室 | 19,566 | 14,264 | 17年度にライフサイエンス分野のインキュベーター施設「クリエイションコア・京都御車（仮称）」が整備されるため、当初から期間限定で開設していたVIL補助を廃止し、本事業における同分野のインキュベーター施設に係る経費を削減する。引き続き、他のインキュベーター施設との連携の上、入居者の支援に努める。 |
| 情報化等支援人材育成事業（SE人材育成事業） | 産業観光局スーパーテクノシティ推進室 | 1,000 | 850 | 外郭団体改革計画を始めとする本市の外郭団体への基本方針に基づき、補助金の削減等経費の削減に努めるとともに、時代のニーズに応じたより効果的な情報化等支援人材育成事業に対して支援する。 |
| 京都高度技術研究所ビル大規模修繕 | 産業観光局スーパーテクノシティ推進室 | 8,301 | 5,000 | 厳しい財政状況を踏まえ、事業費を削減するとともに、設備診断で取り決めている修繕箇所の工事を要する箇所から順次実施し、現在整備診断どおりに実施できていない工事の内容・順序の見直しを検討する。 |
| 文化事業基金積立（メセナ） | 文化市民局文化部 文化課 | 11,000 | 7,000 | 京都シネメセナ事業が休止となっており、財源の見通しがつかない中、事業のあり方を再検討する必要がある。 |
| 京都文化祭典'04 | 文化市民局文化部 文化課 | 140,000 | 88,000 | 厳しい財政状況の中、「京都文化祭典」総体の事業規模を縮小せざるを得ない状況にあるが、来場者の満足度を維持できるよう工夫が必要である。 |
| 指定文化財等説明板設置 | 文化市民局文化部 文化財保護課 | 1,000 | 0 | 厳しい財政状況に伴い、当面事業を休止する。今後は、引き続きホームページや冊子「京都市の文化財」の充実に努め、文化財の情報発信を行う。 |
| 文化財保護法改正に伴う経費（近代和風建築調査） | 文化市民局文化部 文化財保護課 | 3,461 | 0 | 近代和風建築調査の実施は、厳しい財政状況に伴い当面休止する。来年度は、近代化遺産調査など既に実施された各種調査成果を基にデータベースを作成し、必要に応じて詳細調査を実施し文化財の指定・登録を行う。 |
| 社寺等屋根工事技能者養成研修助成 | 文化市民局文化部 文化財保護課 | 3,500 | 3,150 | 17年度は厳しい財政状況に伴い予算額を縮小したが、後継者の養成は長期的視野に立つて行う必要があることから、当面は助成を継続するとともに、将来的に後継者の育成状況の推移を見ながら事業の見直しを行う。 |
| 埋蔵文化財研究所貸付金 | 文化市民局埋蔵文化財調査センター | 282,000 | 200,000 | 経営改善の取組が成果をあげつつあることから来年度は貸付金の額を縮小した。今後とも、市民生活の向上に向けた公共事業の推進と文化財保護の調和を図るという財団法人の設立趣旨を踏まえ、普及啓発や遺物整理業務等を積極的に進め、景気動向の影響を受けやすい調査受託経費の割合を減らしていく。 |
| 相談事業 | 文化市民局市民生活部市民総合相談課 | 42,399 | 36,878 | 厳しい財政状況の中、市民の利便性を維持しつつ事業の効率性を図るため、再度の見直しを行う。市民生活センターでの相談について、午前実施分をすべて休止し、水曜日の午後の相談を復活する。区役所においては、上京、中京、東山、下京区役所の相談者数の見直しを行うが、センターでの水曜日午後の相談を復活すること、及び近隣の区役所との連携を密にすることにより、市民への影響を最小限に止める。 |
| 集会所新築等補助金 | 文化市民局市民生活部地域づくり推進課 | 20,000 | 6,840 | 緊急性等、要望の優先度を十分に勘案し、効果的な助成を行う。 |

| 事務事業名 | 所管部課 | 予算額 | 予算額 | 見直し内容及び理由 |
|-------------------|-------------------|---------|---------|---|
| 進路支援事業 | 文化市民局市民生活部人権文化推進課 | 579,672 | 527,980 | 奨学金貸与及び各種学校課程については、平成18年度までの経過措置として、平成14年度から毎年貸与限度額を引き下げつつ実施する。自立促進援助金については、平成15年度に行った見直しに基づき、支給基準基準を満たす返還対象者についてのみ支給する。 |
| 高齢者等入浴助成事業 | 文化市民局市民生活部人権文化推進課 | 52,684 | 40,392 | 当面、京都市立浴場運営財団の目標（平成15年度からは、毎年度対象年齢を1歳引き上げ、月配布枚数を2枚ずつ削減し、平成19年には70歳以上の方に、月5枚の入浴券を配布する。）が確実に実施できるよう対応する。 |
| 市営葬儀事務所 | 保健福祉局生活福祉部地域福祉課 | 17,668 | 1,566 | 市営葬儀事務所については、利用状況や収支状況等、市営葬儀事業を取り巻く情勢が大変厳しいことから、公営葬儀事業の役割、必要性も含めて検討した結果、本施設は平成17年4月に廃止する。 |
| 国民健康保険組合補助 | 保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 42,000 | 36,000 | 組合員数が減少しているため、事業費を縮小する。 |
| 母子家庭自立促進事業 | 保健福祉局子育て支援部児童家庭課 | 2,698 | 0 | 民間企業や各種学校等が行うパソコン教室が数多く実施されてきている状況にあることから、今年度で事業を廃止する。 |
| 支援費制度つなぎ資金貸付事業 | 保健福祉局保健福祉部障害企画課 | 133,200 | 0 | 当初に貸付を受けていた法人の事業運営が安定し、当該法人から貸付希望がなくなったことから、今年度で事業廃止とする。 |
| いきいきハウジングリフォーム | 保健福祉局保健福祉部障害企画課 | 88,755 | 72,890 | 住宅改造助成について、厳しい財政状況の下で、近隣自治体との均衡も踏まえ、助成限度額の見直しを行う。 |
| 介護サービス評価事業 | 保健福祉局長寿社会部介護保険課 | 9,000 | 0 | 京都府における第三者評価事業が平成17年度から本格実施予定という状況や、京都市民長寿すやかプラン推進協議会における検討結果を踏まえ、事業効率性の観点等も含め、17年度から京都府の第三者評価を受審することとし、本事業は廃止する。 |
| 重症心身障害児早期療育助成 | 保健福祉局児童福祉センター | 2,000 | 0 | 重症心身障害児の各種施策が制度発足当時と比較して充実していることから、平成16年度末で廃止する。 |
| 救急協力謝金 | 保健福祉局保健衛生推進室地域医療課 | 10,200 | 0 | 救急告示病院を取り巻く財政状況は、財政措置がなかった事業発足当初に比べて整ってきており、当初の事業目的は果たされたと考えられることから、平成16年度末で事業を廃止する。 |
| 予防対策 | 保健福祉局保健衛生推進室地域医療課 | 8,156 | 2,132 | 予防的な検便の無料実施については、平成11年度から法令上の実施義務がなくなった中、予防思想の普及のため継続していたが、検査対象者への予防意識の定着が図られてきたと考えられることから、これを廃止し、二類感染症発生時に適切に対応できる体制を継続して維持する。 |
| 小児慢性特定疾患治療研究事業 | 保健福祉局保健衛生推進室健康増進課 | 496,584 | 369,438 | 小児慢性特定疾患事業については、制度創設後4半世紀が経過し、小児慢性特定疾患の実態や医学の進歩による治療状況が変化してきたことから、国において当該事業の見直しが行われており、新制度に移行される予定である。本市も国の動向を踏まえ、新制度に移行する。 |
| 洛西ニュータウン維持管理・整備事業 | 都市計画局都市企画部都市総務課 | 79,213 | 86,329 | 洛西ニュータウン内通路整備工事、洛西竹林公園整備工事等の整備事業について規模を縮小して行い、維持管理事業（ニュータウン内、東緑地、竹林公園等）については、経費節減に努めている。なお、予算額には、縮小等による見直しに影響がない基金特別会計繰出金が平成16年度30,000千円、平成17年度40,000千円含まれている。 |
| 伝統的建造物群保存等事業 | 都市計画局都市景観部都市景観課 | 49,300 | 48,500 | 来年度、防災施設整備事業については、消防局の関連事業の進捗状況を踏まえ、一時休止する。 |
| 六地蔵神足線計画調査 | 都市計画局都市企画部都市計画課 | 1,000 | 0 | 近年、京都市南部地域の道路網の整備が目覚ましく進む中、六地蔵周辺、外環状線、国道24号（向島周辺）等の渋滞が顕在化する傾向にある。この問題の解消のため、本道路の都市計画決定に向けた調査を進めてきたところであるが、宇治地域の計画と整合した計画策定を行う必要があるため、関係機関との協議が整い、都市計画決定の目的が立つまで予算措置を休止する。 |

京都市「集中改革プラン」について

| 事務事業名 | 所管部課 | 予算額 | 予算額 | 見直し内容及び理由 |
|-------------------|---------------|-----------|-----------|--|
| 京都府福祉のまちづくり条例受任事務 | 都市計画局建築指導部指導課 | 110 | 0 | 府条例改正により、平成16年10月以降廃止。 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例(平成16年10月1日施行) |
| 特定優良賃貸住宅供給促進事業 | 都市計画局住宅室住宅政策課 | 1,696,455 | 1,480,164 | 空家率が増加傾向にあるので、より入居者確保に努め、現在の特定優良賃貸住宅ストックを有効に活用する。毎年入居者負担額が上昇する傾斜型家賃制度に代えて、入居者負担額が変化しないフラット型家賃制度を順次導入し、入居促進及び退去抑制を図る。平成17年度以降、特別家賃補助の新規認定は行わない。今後の新規供給については、予定していない。 |
| 交通安全施設等整備 | 建設局道路部道路維持課 | 807,810 | 813,000 | 平成17年度については、新たな事業計画策定を見合わせ、既策定の計画に基づき、整備を進めていく。交通バリアフリー重点整備地区、あんしん歩行エリア等の施策と連携しながら、高齢者、障害者等すべての人が安心・安全に活動できるようバリアフリーな歩行空間の面的連続的な整備を進めていく。 |
| 文化財防火対策 | 消防局予防部予防課 | 12,000 | 6,300 | 目標であった200箇所について文化財市民レスキュー体制が確立できたため、同体制整備のために機材整備を行う対象数について見直した。また、同体制200箇所達成記念大会については終了した。未確立の地域はその確立に向けた指導を、既に確立できた地域はレスキュー体制の充実に向けた指導を行う。また、文化財対象物の査察及び防火指導を推進する。 |
| 職員の市バス・地下鉄乗車券購入 | 消防局総務部人事課 | 104,000 | 0 | 通勤手当制度の見直しに伴い、職員乗車券を廃止した。 |

公の施設の指定管理者制度の活用状況等一覧

| 所管局 | 施設名 | 施設数 | 施設の種類 | 平成17年度末時点における管理方式(予定) | 平成18年度当初における管理方式(予定) | 指定候補者の選定方式(公募,非公募) | 管理運営の単位 | 指定管理者となる団体(予定) | 非公募又は直営とした理由 |
|-----------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|--------------|-------------------|--|
| 総合企画局 | 大学のまち交流センター | 1 | その他 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)大学コンソーシアム京都 | - |
| | 計 | 1 | | | | | | | |
| 総務局 | 国際交流会館 | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市国際交流協会 | - |
| | 芸術大学 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 学校教育法第5条の規定により,指定管理者制度の対象外施設であるため |
| | 歴史資料館 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 歴史資料の調査及び研究等を行う施設であり,指定管理者制度になじまないため |
| | 計 | 3 | | | | | | | |
| 環境局 | 環境保全活動センター | 1 | その他 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市環境事業協会 | - |
| | 計 | 1 | | | | | | | |
| 文化市民局 | 円山公園音楽堂 | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (株)アクティブケイ | - |
| | 京都公会館 | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市音楽芸術文化振興財団 | - |
| | アバンティホール | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市音楽芸術文化振興財団 | - |
| | 文化会館 | 5 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 5施設一括 | (財)京都市音楽芸術文化振興財団 | - |
| | 無鄰菴 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 国の名勝に指定されている文化財であり,本市が責任を持って管理する必要があるため |
| | 京都コンサートホール | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市音楽芸術文化振興財団 | - |
| | 久世ふれあいセンター(図書施設を除く。) | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 久世地域の環境整備事業の目的,成果を市民へ継承していくという公的責任を果たしていく必要があるため |
| | 京都芸術センター | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 施設ごと | (財)京都市芸術文化協会 | 施設の設置目的を達成できる団体が現在の委託団体のみであると判断したため |
| | 文化財建造物保存技術研修センター | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (社)全国社寺等屋根工事技術保存会 | - |
| | 美術館 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施済み) | - | - | - | 公的美術館の使命である研究機能を果たしていく必要があるため |
| | 動物園 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 社会教育施設でもある動物園が持つ公的責任を果たしていく必要があるため |
| | 元離宮二条城 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 世界遺産であり,本市が責任を持って管理する必要があるため |
| | 考古資料館 | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市埋蔵文化財研究所 | - |
| | 市立浴場 | 13 | その他 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 13施設一括 | (財)京都市立浴場運営財団 | - |
| | 女性総合センター | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市女性協会 | - |
| | 百井青少年村 | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都ユースホステル協会 | - |
| | 青少年活動センター | 7 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 7施設一括 | (財)京都市ユースサービス協会 | - |
| | 西京極総合運動公園 | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと(プール棟) | (株)ピバ | - |
| | | | | | | | 陸上競技場,野球場を一括 | (財)京都市体育協会 | - |
| | 横大路運動公園 | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 南部クリーンセンターの地元便益施設としての性質上,指定管理者制度になじまないため |
| 宝か池公園運動施設 | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市体育協会 | - | |
| 体育館 | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 市民スポーツ会館と一括 | (財)京都市体育協会 | - | |
| 武道センター | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市体育協会 | - | |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------------|-------------------|----------------|--------------|--------|----------------------|--|--|
| 地域体育館 | 5 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 5施設一括 | (株)ビバ | - | |
| 市民スポーツ会館 | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 体育館と一括 | (財)京都市体育協会 | - | |
| 運動公園 | 18 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託(16施設) | 指定管理者制度(15施設) | 公募 | 15施設一括 | (財)京都市体育協会 | - | |
| | | | 直営(一部業務委託実施済み2施設) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | - | 河川敷にある運動公園については、国から直営による管理が求められているため |
| 京北運動公園 | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 山間部施設という性質上、地元での業務実施が望ましく、指定管理者制度にしないため | |
| 京北パラグライダー施設 | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | 京北スカイスports振興会 | - | |
| 黒田トレーニングホール | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 地元便益施設としての性質上、指定管理者制度にしないため | |
| 市民活動総合センター | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | 特定非営利活動法人きょうとNPOセンター | - | |
| コミュニティセンター | 15 | その他 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 国の隣保館設置運営要綱において、公設公営が原則とされているため | |
| 計 | 87 | | | | | | | | |
| 産業観光局 | 勤業館 | 1 | 産業振興施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 施設ごと | (株)京都産業振興センター | センターが運営している施設と一体的に運営されることで相乗効果を生んでいるため |
| | 公設小売市場 | 3 | その他 | 平成17年度末で用途廃止 | - | - | - | - | - |
| | 伝統産業振興館 | 1 | 産業振興施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | - | 京都伝統産業青年会 | - |
| | 産業技術研究所 | 1 | 産業振興施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 市内中小企業に安価に試験分析や技術指導などのサービスを提供するとともに、市内中小企業に必要な研究を進めるため |
| | 中央卸売市場 | 2 | その他 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | と畜場 | 1 | その他 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | 宇多野ユース・ホテル | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 施設ごと | (財)京都ユースホテル協会 | 平成18年度秋頃から解体工事・建て替え工事を実施し、営業期間が半年間となるため |
| | 森林文化交流センター | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 施設ごと | (財)花脊森林文化財団 | 財団の所有する隣接施設と、一体的に運営する必要があるため |
| | 創業支援工場 | 1 | 産業振興施設 | 直営(全部直営) | 直営(全部直営) | - | - | - | 施設の運営形態及び管理業務量の現状から委託すべき業務がないため |
| | 宇津峡公園 | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)きょうと京北ふるさと公社 | - |
| | 農業集落排水施設 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | 林産物需要拡大センター | 1 | 産業振興施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)きょうと京北ふるさと公社 | - |
| | 京北森林公園 | 1 | 産業振興施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | 京北森林組合 | - |
| | 計 | 16 | | | | | | | |
| 保健福祉局 | 麦の穂学園 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 未定 | - | - | - | - |
| | 身体障害者福祉センター | 3 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 単独施設と合築施設 | (福)京都身体障害者福祉センター (福)京都国際社会福祉協力会 | - |
| | 知的障害者授産施設 | 10 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 単独施設と合築施設 | (福)京都国際社会福祉協力会 (福)京都身体障害者福祉センター 他4団体 | - |
| | | 1 | | | 未定 | - | - | - | - |
| | 知的障害者通動寮 | 2 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (福)京都障害児福祉協会 | - |
| | ひばり学園 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 未定 | - | - | - | - |
| | 心身障害児福祉会館 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (福)京都障害児福祉協会 | - |
| | むくの木学園 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 未定 | - | - | - | - |
| | 聴覚言語障害センター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 合築施設 | (福)京都聴覚言語障害者福祉協会 | - |

| | | | | | | | | |
|--------------------|----|-----------|----------------|--------------|-----|-----------|---|---|
| 身体障害者授産施設 | 6 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 単独施設と合築施設 | (福)京都障害児福祉協会 (福)京都身体障害者福祉センター 他2団体 | - |
| 障害者スポーツセンター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市障害者スポーツ協会 | - |
| 在宅障害者デイサービス施設 | 2 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 合築施設 | (福)京都社会事業財団 (福)京都身体障害者福祉センター | - |
| 知的障害者デイサービスセンター | 2 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 合築施設 | (福)京都市右京区社会福祉協議会 (福)京都身体障害者福祉センター | - |
| 知的障害者福祉工場 | 2 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 単独施設と合築施設 | (福)京都育成の会 (福)京都国際社会福祉協力会 | - |
| 桂川福祉ホーム | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 合築施設 | (福)京都社会事業財団 | - |
| 桂川療護園 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 合築施設 | (福)京都社会事業財団 | - |
| 知的障害者更生施設大原野の社 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (福)京都障害児福祉協会 | - |
| 障害者教養文化・体育会館 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (福)太陽の家 | - |
| 身体障害者リハビリテーションセンター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 身体障害者更生相談所については、身体障害者法第11条で設置が義務付けられているため |
| こころの健康増進センター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 精神保健福祉センターについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条で設置が義務付けられているため |
| | | | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 合築施設 | (福)京都光彩の会 | - |
| 醍醐和光寮 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため |
| 若杉学園 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため |
| 福祉ボランティアセンター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (福)京都市社会福祉協議会 | - |
| 中央保護所 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため |
| 生活館 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため |
| 児童館 | 33 | 医療・社会福祉施設 | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 単独施設と合築施設 | (福)京都市社会福祉協議会 (福)京都社会福祉協会 他3団体 | - |
| | 38 | | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | | | | (福)京都市社会福祉協議会 (福)京都社会福祉協会 他28団体 |
| 母子福祉センター米岡荘 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (社)京都市母子寡婦福祉連合会 | - |
| 学童保育所 | 13 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 13施設一括 | 京都市学童保育所管理委員会 | - |
| | 1 | | 管理委託制度 | 未定 | - | - | - | - |
| 保育所 | 31 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため |
| | 1 | | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 単独施設と合築施設 | (福)西京極保育福祉会 | - |
| | 2 | | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | - | - | (福)京都社会福祉協会 | - |
| | 2 | | 管理委託制度 | 未定 | - | - | - | - |
| 児童福祉センター | 3 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 児童相談所は児童福祉法12条、知的障害者更生相談所は知的障害者法12条で設置が義務付けられているため |
| | 1 | | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (福)京都障害児福祉協会 | - |
| 老人いこいの家 | 3 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 単独施設と合築施設 | (福)京都市左京区社会福祉協議会 (福)京都市東山区社会福祉協議会 京都市太秦児童館運営委員会 | - |
| | 2 | | | | 非公募 | 施設ごと | 宗教法人三時知恩寺 宗教法人中院 | 本市が各寺院所有の建物の一部を借り受けて設置しているものであり、当該建物の所有者である指定候補者が一体的に管理を行うことが合理的であるため |
| | 2 | | | | - | - | - | - |
| 老人福祉センター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 単独施設と合築施設 | (福)京都市社会福祉協議会 | - |
| | 16 | | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | - | - | (福)京都市社会福祉協議会 (福)淀福祉会 | - |
| 老人保養センター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (社)京都市老人クラブ連合会 | - |

| | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------|-----------|----------------|----------------|------------------------|---|-------------------------------|--|--|
| 洛西ふれあいの里 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 単独施設と合築施設 | (福)京都市社会福祉協議会 (福)京都障害児福祉協会 | - | |
| 老人デイサービスセンター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | | (福)京都福祉サービス協会 | 条例の施行の日前の平成14年度から施設の実施設設計や近隣住民と協議を行ってきたため | |
| | 管理委託制度 | | | | | | | 公募 | (福)京都社会事業財団 (福)京都市社会福祉協議会 |
| | 34 | | 管理委託制度 | | 公募 | (福)京都市社会福祉協議会 (福)京都福祉サービス協会 他10団体 | - | | |
| 老人介護支援センター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | | (福)京都福祉サービス協会 | 条例の施行の日前の平成14年度から施設の実施設設計や近隣住民と協議を行ってきたため | |
| | 管理委託制度 | | | | | | | 公募 | (福)京都社会事業財団 (福)京都市社会福祉協議会 (福)京都市社会福祉協議会 (福)京都福祉サービス協会 他9団体 |
| | 3 | | 管理委託制度 | | 公募 | (福)京都福祉サービス協会 | - | | |
| 特別養護老人ホーム | 1 | 医療・社会福祉施設 | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 合築施設 | (福)京都福祉サービス協会 | 条例の施行の日前の平成14年度から施設の実施設設計や近隣住民と協議を行ってきたため | |
| | 6 | | 管理委託制度 | | | | | 公募 | (福)京都福祉サービス協会 (福)京都社会事業財団 他3団体 |
| 久多いいきセンター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | 京都市久多いいきセンター運営委員会 | - | |
| 老人短期入所施設 | 3 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 合築施設 | (福)京都老人福祉協会 (福)京都市社会福祉協議会 | - | |
| 長寿すこやかセンター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 合築施設 | (福)京都市社会福祉協議会 | - | |
| 健康増進センター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市健康づくり協会 | - | |
| 休日急病診療所 | 3 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 3施設一括 | (財)京都市急病診療所 | - | |
| 斎場 | 2 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため | |
| 保健所 | 14 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 地域保健法第5条で保健所の設置が義務付けられているため | |
| 深草墓園 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (社)京都保健衛生協会 | - | |
| 共葬墓地 | 7 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため | |
| 市立病院 | 6 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため | |
| 衛生公害研究所 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため | |
| 桃陽病院 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため | |
| 看護短期大学 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため | |
| 子ども保健医療相談・事故防止センター | 1 | 医療・社会福祉施設 | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 施設ごと | 日本赤十字社 | 条例の施行の日前の平成15年度から隣接する京都第二赤十字病院救命救急センターとの一体的な整備を行ってきたため | |
| 細野保育所 | 1 | 医療・社会福祉施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 行政責任や職員配置等の必要があるため | |
| 計 | 309 | | | | | | | | |
| 都 市 計 画 局 | 醍醐交流会館 | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 施設ごと | 京都醍醐センター(株) | 当該施設を含む建物の一体管理を行っているため |
| | 醍醐駐車場 | 1 | 基盤施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 施設ごと | 京都醍醐センター(株) | 当該施設を含む建物の一体管理を行っているため |
| | 景観・まちづくりセンター | 1 | その他 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市景観・まちづくりセンター | - |
| | 嵯峨島居本町並み保存館 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | 特定非公営活動法人うわしのまち・みちづくり | - |
| | 久我の生涯学習プラザ | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | 久我の生涯学習プラザ管理運営協議会 | - |
| | 市営住宅 | 68 | その他 | 管理委託制度(一部直営) | 管理代行制度(一部直営(一部業務委託実施)) | - | - | - | 公営住宅法第47条により管理代行の対象とならない業務や、地方自治法第153条により地方公共団体職員に限られている指定代理人制度を利用した法的措置関連業務を有するため |
| | | 21 | | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 市が行う住宅地区改良事業と一体不可分である業務や、地方自治法第153条により地方公共団体職員に限られている指定代理人制度を利用した法的措置関連業務を有するため |
| | 東緑地 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 指定管理者に行わせることが可能な業務が法律上限定されており、その業務は、洛西ニュータウン内の他の公的施設の維持管理業務等と一体的に行うことが効率的であるため |
| | 計 | 95 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------|----------------------|----|-------------------|----------------|--------------|-----|------|---------------------------|---|
| 建設局 | 路外駐車場(醍醐駐車場を除く。) | 2 | 基盤施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | パーク二四(株) (財)京都市駐車場公社 | - |
| | | 2 | | | | 非公募 | 施設ごと | (財)京都市駐車場公社 京都シティ開発(株) | -指定管理者制度開始以前に、 (財)京都市駐車場公社が建設費等を負担し、当該施設の全面改築を行っており、全面改築後、利用料金制を活用の下、公社が当該施設の管理受託をし、その収益をもって、負担した建設費の償還に充てているため 同一建物内で、本市以外のものが管理する施設と一体的管理を行うことが合理的であるため |
| | 観光駐車場 | 4 | 基盤施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市駐車場公社 | - |
| | 自転車等駐車場 | 3 | 基盤施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市駐車場公社 ミディ総合管理(株) | - |
| | | 6 | | | | 非公募 | 施設ごと | (財)京都市駐車場公社 | -指定管理者制度開始以前に、 (財)京都市駐車場公社が建設費等を負担し、施設の整備を行っているため、整備後においては、利用料金制を採用の下、公社が当該施設の管理受託をし、その収益をもって、負担した建設費等の償還に充てているため |
| | | 1 | | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 施設ごと | (財)京都市駐車場公社 | - |
| | | 2 | | | | 公募 | 施設ごと | (財)京都市駐車場公社 | - |
| | 梅小路公園 | 1 | 基盤施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市都市緑化協会 | - |
| | 大宮交通公園 | 1 | 基盤施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市駐車場公社 | - |
| | 都市公園(有料公園施設、東緑地を除く。) | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -指定管理者に行わせることが可能な業務が法律上限られており、また、既に一部業務につき入札により業務委託を実施しており、競争原理が機能しているため |
| | ラクト健康・文化館 | 1 | レクリエーション施設・スポーツ施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 非公募 | 施設ごと | 京都シティ開発(株) | -同一建物内で、本市以外のものが管理する施設と一体的に管理を行うことが合理的であるため |
| | 道路 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -指定管理者に行わせることが可能な業務が法律上限られており、また、既に一部業務につき入札により業務委託を実施しており、競争原理が機能しているため |
| | 河川 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -指定管理者に行わせることが可能な業務が法律上限られており、また、既に一部業務につき入札により業務委託を実施しており、競争原理が機能しているため |
| 計 | 26 | | | | | | | | |
| 消防局 | 市民防災センター | 1 | その他 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市防災協会 | - |
| | 計 | 1 | | | | | | | |
| 交通局 | 乗合自動車旅客運送事業施設 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | 北山駅自転車駐車場 | 1 | 基盤施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (財)京都市駐車場公社 | - |
| | 高速鉄道事業施設 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | 計 | 3 | | | | | | | |
| 上下水道局 | 水道 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | 疏水運河 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | 公共下水道 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | 地域水道 | 17 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | 特定環境保全公共下水道 | 1 | 基盤施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | -公的経営の下で社会的責任を果たしていく必要があるため |
| | 計 | 21 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-------|--------------------|-----|------|----------------|--------------|----|------|--------------------|-----------------------------|--|
| 教育委員会 | 小学校 | 186 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 学校教育法第5条による | |
| | 中学校 | 82 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 学校教育法第5条による | |
| | 高等学校 | 9 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 学校教育法第5条による | |
| | 総合養護学校 | 7 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 学校教育法第5条による | |
| | 幼稚園 | 17 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 学校教育法第5条による | |
| | 総合教育センター | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため | |
| | 教育相談総合センター | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため | |
| | 子育て支援総合センターこどもみらい館 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため | |
| | 生涯学習総合センター | 2 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため | |
| | 図書館 | 19 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため | |
| | 学校歴史博物館 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため | |
| | 青少年科学センター | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため | |
| | 野外活動施設花背山の家 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため | |
| | 野外教育センター奥志摩みさきの家 | 1 | 文教施設 | 直営(一部業務委託実施済み) | 直営(一部業務委託実施) | - | - | - | 当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため | |
| | 知的障害者学習ホームひかり学園 | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | (社)京都手をつなぐ育成会 | - | |
| | 日野野外活動施設 | 1 | 文教施設 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | 京都市日野野外活動施設管理運営委員会 | - | |
| | 京北山国の家 | 1 | 文教施設 | 直営(全部直営) | 指定管理者制度 | 公募 | 施設ごと | 京北自治振興会 | - | |
| | 計 | 332 | | | | | | | | |
| | 合計 | 895 | | | | | | | | |